

第3期

みやぎ建設産業振興プラン

～「地域の守り手」として宮城の県土づくりを
担う持続可能な建設産業～



令和3年3月
宮城県

第3期みやぎ建設産業振興プランの策定にあたって



東日本大震災から10年が経過し、令和3年度から、新たな県政運営の指針である「新・宮城の将来ビジョン」が始まります。今後、本県の人口は本格的な減少局面を迎えることが想定されており、さらに、地域経済・社会の持続可能性の確保、大規模化・多様化する自然災害や新型コロナウイルスのような新たな感染症の世界的な流行といった時代の転換点に直面する中、その先にある宮城の明るい未来を描いていくことが求められています。

「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる「宮城の将来像」の実現に向け、富県宮城の更なる発展や子育て支援・教育分野の充実などに向けた取組を推進するほか、様々な分野における人材の育成・確保や働き方改革の推進に取り組んでまいります。

特に、政策推進の基本方向の一つ「強靱で自然と調和した県土づくり」を担う建設産業においては、復興需要の収束に伴う建設投資額の大幅な減少や、就業者の高齢化、生産年齢人口の減少に伴う担い手の確保などの課題に加え、今後、ICTを活用し現場の生産性を向上させるi-Constructionの取組や週休2日制導入による働き方改革の推進など、従来の産業構造を大きく変える転換期を迎えております。

県としましては、これらに対応し、産学官が連携し効果的・体系的に支援していくため、「第3期みやぎ建設産業振興プラン」を策定しました。本プランでは、「『地域の守り手』として宮城の県土づくりを担う持続可能な建設産業」を基本理念に掲げ、4つの基本目標「担い手の確保・育成」、「生産性の向上」、「経営の安定・強化」、「地域力の強化」を柱とする各種施策を展開し、建設産業振興を積極的に推進していくこととしております。

結びに、このプランの策定に当たり、御尽力をいただいた「みやぎ建設産業振興懇談会」の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見・御協力をいただいた皆様に、心より感謝申し上げます。

令和3年3月

宮城県知事 村井 嘉浩

第3期みやぎ建設産業振興プラン

目次

はじめに	P1
1 趣旨	
2 位置付け	
3 計画期間	
4 推進方策	
第1章 本県の建設産業を取り巻く現状	P2
第1節 社会環境の現状	P2
1 宮城県の将来の人口（2015年⇒2045年）	
2 県内総生産の推移	
3 自然災害の発生状況	
4 社会資本の状況	
第2節 建設産業の現状	P4
1 建設投資額と建設業許可業者数	
2 東北6県との比較（建設投資額と建設業許可業者数）	
3 建設業の経営状況	
4 建設業就業者等の現状	
第3節 新・担い手3法の成立等	P10
1 新・担い手3法の成立	
2 「地域建設産業のあり方検討委員会」報告書	
第2章 新・みやぎ建設産業振興プランの検証	P12
第3章 課題	P20
第4章 基本理念及び基本目標	P22
第1節 基本理念	
第2節 基本目標	
第3節 持続可能な開発目標（SDGs）との関係	
第5章 各基本目標を推進する施策	P25
第1節 施策体系	
第2節 基本目標1「担い手の確保・育成」を推進する施策	
第3節 基本目標2「生産性の向上」を推進する施策	
第4節 基本目標3「経営の安定・強化」を推進する施策	
第5節 基本目標4「地域力の強化」を推進する施策	
第6章 数値目標及び推進体制	P39
第1節 基本目標ごとの数値目標	
第2節 推進体制	
資料編	P43

はじめに

1 趣旨

建設産業は、社会資本の整備や維持管理を担い、頻発する自然災害への緊急対応など県民が安全で安心できる生活を営む上で、必要不可欠な役割を担うとともに、地域の雇用・経済を支える重要な産業となっている。

平成23（2011）年3月に東日本大震災が発生し、震災復旧・復興事業の公共投資の拡大を背景に、利益率の改善や倒産件数の減少など、県内の建設企業の経営環境は好調を維持してきた。

しかし、その一方で、全国的な人口減少・少子高齢化の進展に伴い、建設業においても、就業者の高齢化や若手技術者・技能者の減少など担い手不足が一層深刻化しており、加えて震災復興後には公共投資額が震災前の水準まで減少することが想定されている。

国においては、令和元（2019）年度に働き方改革関連法や「新・担い手3法」の施行により、担い手の中長期的な確保・育成のための具体的措置が規定され、また、働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正、i-Constructionの推進等による生産性の向上などの取り組むべき新たな課題も顕在化してきた。

県としては、このような国の動向や震災復興後の厳しい経営環境下においても、質の高い社会資本の整備や適切な機能維持、災害対応など地域貢献の役割が期待される建設業が、将来にわたって維持・発展できるよう、産学官が連携して効果的、体系的に支援していくための施策を盛り込んだ「第3期みやぎ建設産業振興プラン」（以下「本プラン」という。）を策定するものである。

2 位置付け

本プランは、県政運営の基本的な指針となる総合計画「新・宮城の将来ビジョン」（以下「新・ビジョン」という。）と、その分野別計画の「宮城県土木・建築行政推進計画（2021～2030）」（以下「推進計画」という。）を上位計画とする、本県の建設産業の振興に係る個別計画である。

3 計画期間

令和3（2021）年度から令和6（2024）年度までの4年間とする。

4 推進方策

本プランの推進に当たっては、建設業団体と学識経験者及び行政の委員からなる「みやぎ建設産業振興プラン推進連絡会議」を定期的開催し、具体的な指標を共有しながら、取組状況の確認、効果検証、改善検討などを行い、施策の着実かつ効果的な実施を図っていくこととする。

（本プランにおける言葉の使い方）

「建設業」は、建設業法の定義のとおり元請、下請そのほか名義を問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう。

「建設企業」は、建設業を営む事業者をいう。

「建設産業」は、調査・設計・施工・維持管理を含む土木や建築などの工事を行う産業（生業・仕事）をいう。

第1章 本県の建設産業を取り巻く現状

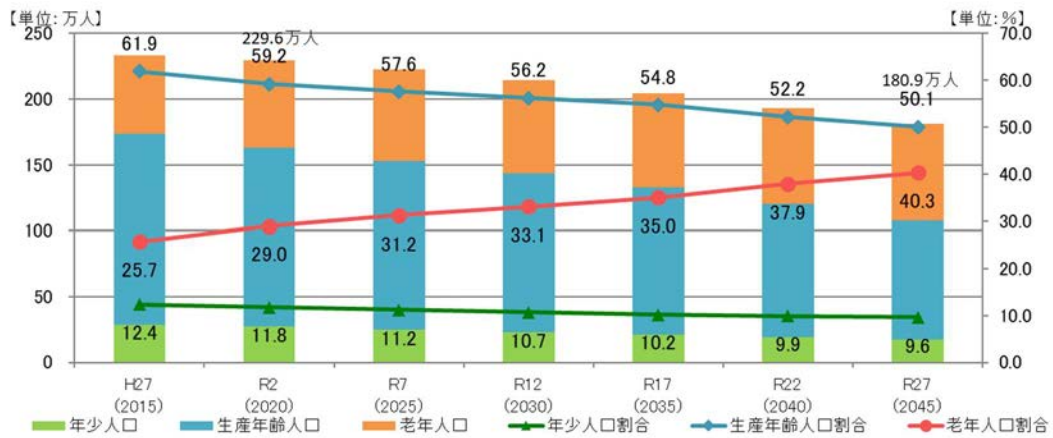
第1節 社会環境の現状

1 宮城県の将来の人口（2015年⇒2045年）

少子高齢化・人口減少の進展

- 国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和27（2045）年の宮城県の人口は、約180万9千人になると見込まれている。
- 生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（14歳以下）は、今後更に減少する一方で、老年人口（65歳以上）は増加し、令和27（2045）年の高齢化率は40.3%に達すると見込まれている。

【図1】 宮城県の将来の人口



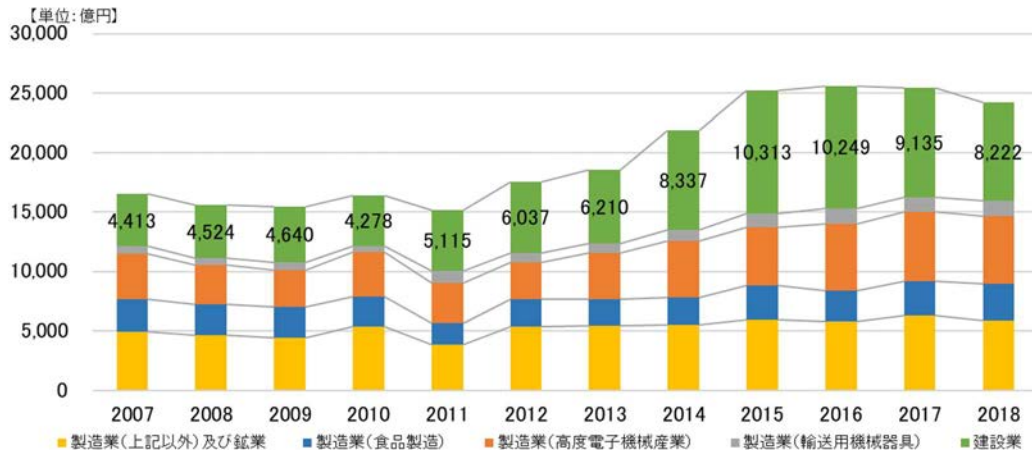
(出典) 「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

2 県内総生産の推移

復興需要のピークアウト

- 第二次産業における業種別の県内総生産の推移を見ると、建設業や製造業（高度電子化機械産業）、製造業（輸送用機械器具）が大きく増加し、県内総生産の押し上げに寄与した。
- 建設業においては、平成28（2016）年度から前年値よりも少なくなっており、復興需要がピークアウトしつつあることが推測される。

【図2】 第二次産業における県内総生産（名目）の推移



(出典) 平成30年度宮城県民経済計算年次推計-みやぎの経済のすがた2018- (県統計課)

3 自然災害の発生状況

頻発化・激甚化する自然災害

- 近年、全国各地で台風等による自然災害が、頻発化・大規模化しており、甚大な被害が発生している。
- 本県においても、平成23（2011）年の東日本大震災をはじめ、平成27（2015）年の関東・東北豪雨や、令和元（2019）年の東日本台風などが発生していることから、今後も大規模地震や集中豪雨による自然災害に対する備えが必要となる。

【図3】近年の大規模自然災害の発生状況



※年表朱書きは宮城県に係る自然災害

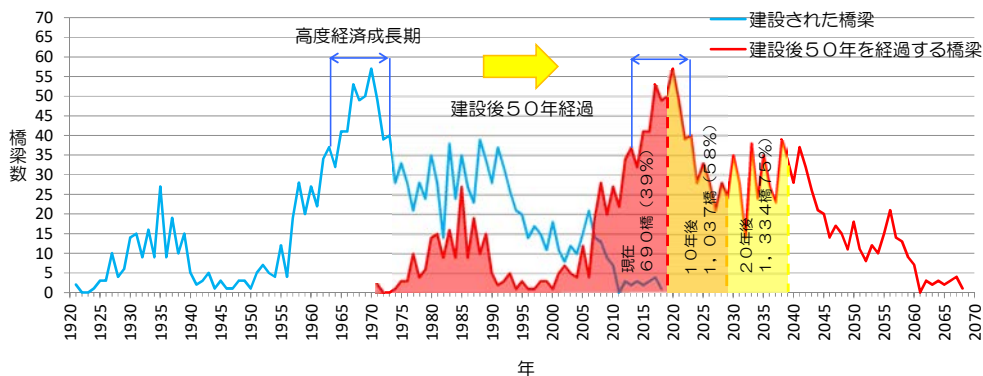
（出典）「国土交通白書 2020」（国土交通省）を宮城県が一部加工

4 社会資本の状況

加速化するインフラの老朽化

- 県が管理する橋梁1,789橋のうち、完成後50年を超え老朽化が進む橋梁の割合は、平成31（2019）年3月現在で約39%、10年後には約58%、20年後には約75%まで上昇する。
- 今後、加速化する社会資本の老朽化対策が大きな課題となる。

【図4】完成年度別の県管理橋梁数



（出典）宮城県第3次橋梁長寿命化計画（平成30年度改定）（県道路課）

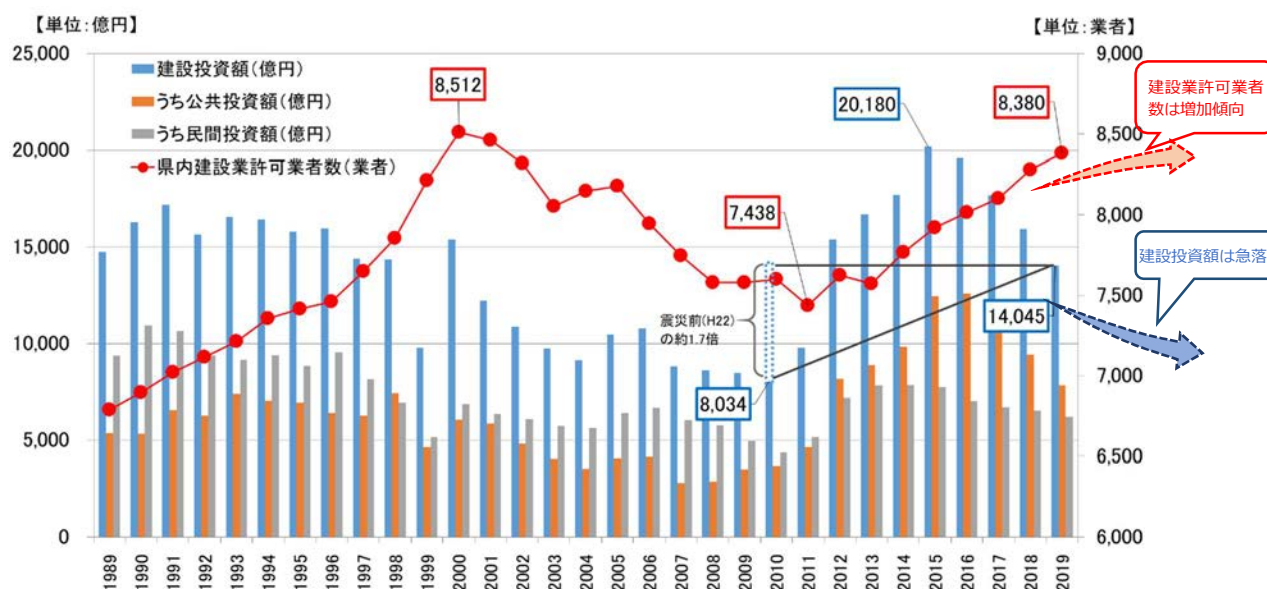
第2節 建設産業の現状

1 建設投資額と建設業許可業者数

建設投資額は震災前と比較して今なお約1.7倍

- 震災前の本県の建設投資額（建設工事出来高）は、平成22（2010）年度に約8,034億円まで減少したが、震災後の復旧・復興工事の発注に伴い、平成27（2015）年度には約2兆180億円まで増加した。その後減少に転じたが、今なお高い水準にあり、令和元（2019）年度においては、震災前の約1.7倍に当たる約1兆4,045億円となっている。
- 県内建設業許可業者数（県内本店大臣許可業者を含む）は、平成12（2000）年の8,512社をピークとして、平成23（2011）年には約13%減の7,438社となっていたが、その後増加に転じ、平成31（2019）年には8,380社となっている。

【図5】建設投資額と建設業許可業者数



(出典) 建設投資額は「建設総合統計」（国土交通省）

建設業許可業者数は「建設業許可業者調査の結果について（建設許可業者の現況）」（同）

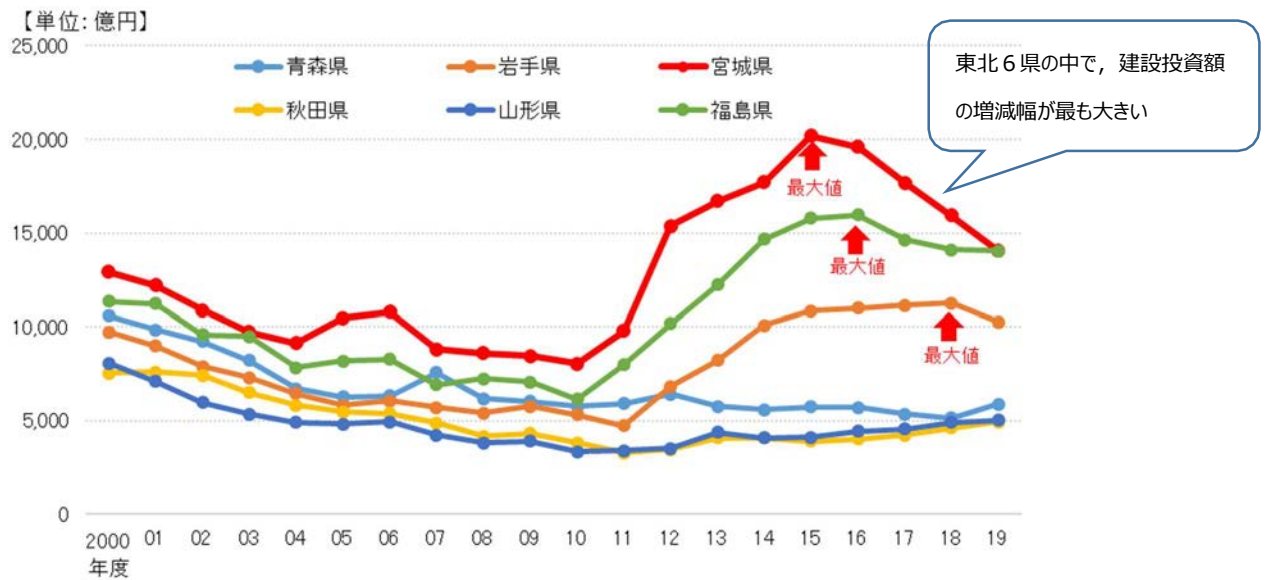
なお、建設業許可業者数については、各年3月末時点の数値を掲載

2 東北6県との比較（建設投資額と建設業許可業者数）

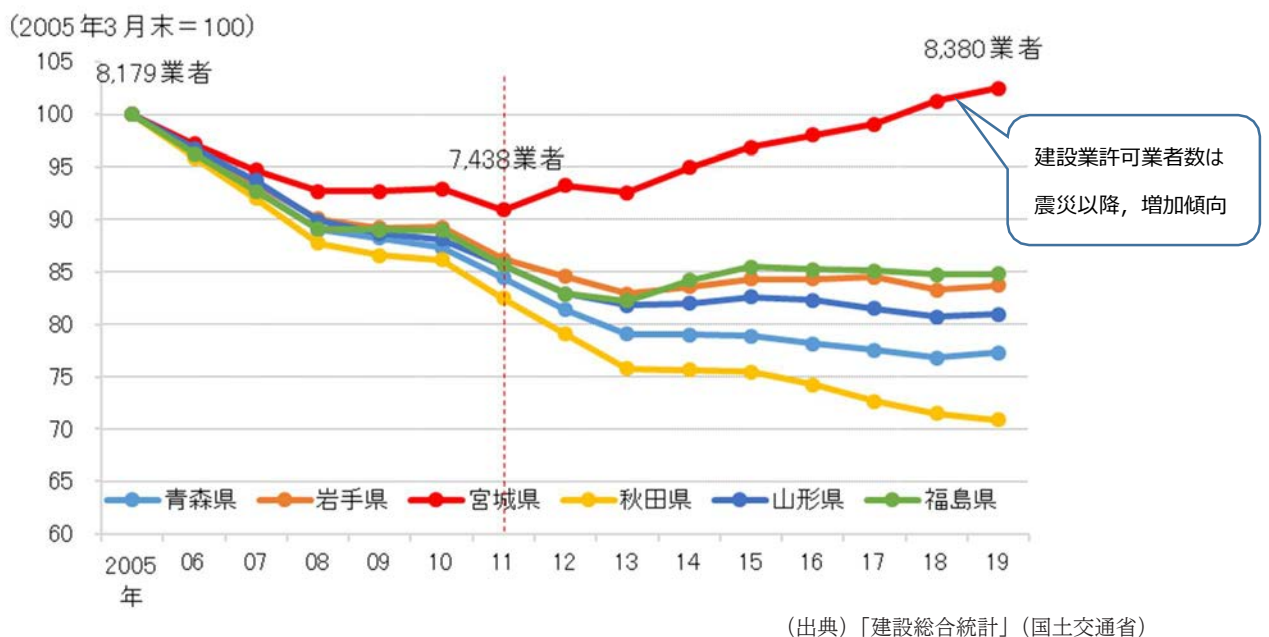
震災後の建設投資額は、東北6県の中で本県の増減幅が最も大きい
建設業許可業者数は、東北6県の中で本県のみ増加傾向が継続

- 東日本大震災の被災3県では、震災後に建設投資額が大幅に増加したが、本県では、平成27（2015）年度をピークに減少に転じている。その中で、本県の増減幅が最も大きい。
- 東北各県の建設業許可業者数（県内本店大臣許可業者を含む）は、横ばい又は減少傾向にあるが、本県では、震災を機に増加傾向が継続している。

【図6】東北6県の建設投資額の推移



【図7】東北6県の建設許可業者数の推移（平成17年度=100）

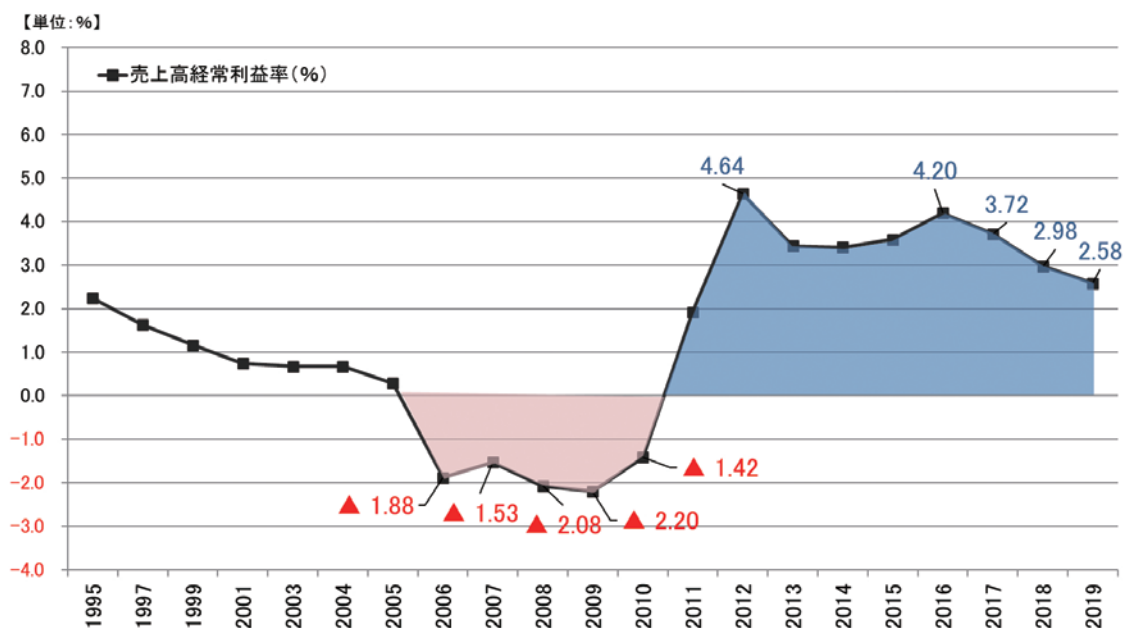


3 建設業の経営状況

震災後の復旧・復興事業を背景に利益率が改善

- 県内の建設企業の経営状況について、企業の収益性を示す売上高経常利益率の推移をみると、震災前の5年間はマイナスであったが、震災以降は大きく改善した。
- 平成23（2011）年度からプラスに転じ、平成24（2012）年度をピークとして、復興係数の導入など様々な施工確保対策を講じたこともありプラスの利益率で推移しているが、平成29（2017）年度から減少傾向となっている。

【図8】建設業における売上高経常利益率の推移



(出典)「建設業の財務統計指標」(東日本建設業保証株式会社)から作成

1 「売上高経常利益率」とは、売上高に対してどれだけ経常的な利益を上げたかを表しており、財務力を含めた総合的な収益力を表す比率。経常利益は、企業本来の営業活動から得た営業利益に財務活動における損益を加味したものであり、この比率が高い場合、資産の売却損益などを除いた通常の経営活動における企業の収益力が高いとされる

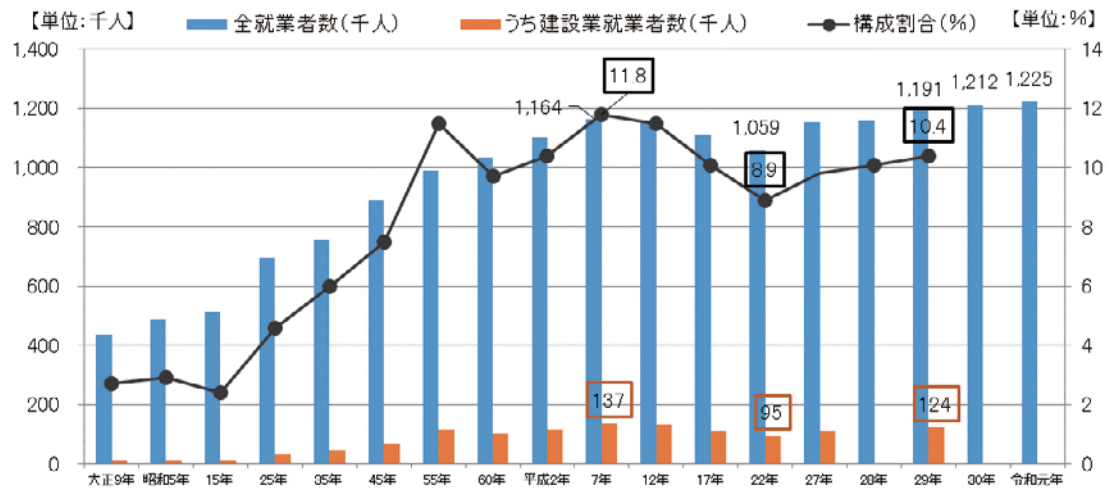
4 建設業就業者等の現状

(1) 建設業就業者の全就業者に占める割合

震災復興需要により、建設業就業者の全就業者に占める割合が増加

- 本県における建設業就業者数は、平成7（1995）年の約13.7万人をピークに徐々に減少し、震災前の平成22（2010）年においては、約9.5万人となったが、平成29（2017）年には、震災復興需要等により、約12.4万人まで増加した。
- 全就業者に対する建設業就業者の構成割合についても、平成7（1995）年の11.8%をピークに就業者数の減少割合を上回るペースで減少し、平成22（2010）年においては、8.9%となったが、平成29（2017）年には、震災復興需要等により10.4%まで持ち直した。

【図9】 建設業就業者数と全就業者数に占める割合



(出典) 平成27年までは「国勢調査」(総務省)、平成28年以降の全就業者数は「労働力調査」(同)、平成29年以降の建設業就業者数は「平成29年就業構造基本調査」(同)

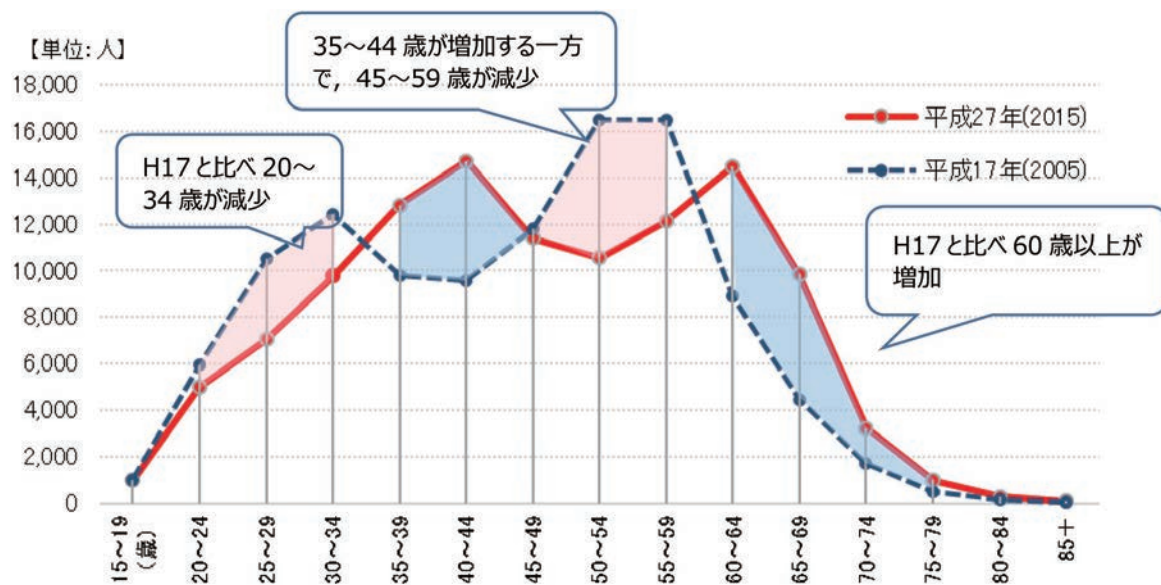
(平成28年、平成30年、令和元年は、国勢調査及び就業構造基本調査の調査年が該当しない又は公表前のため未掲載)

(2) 建設業就業者の年齢構成

若者の入職が少なく高齢化が進展

- 平成17（2005）年と平成27（2015）年を比較すると、若者（20～34歳）が減少し、60歳以上が増加しており、全体的に高齢化が進んでいる。

【図10】 宮城県の建設業就業者の年齢構成



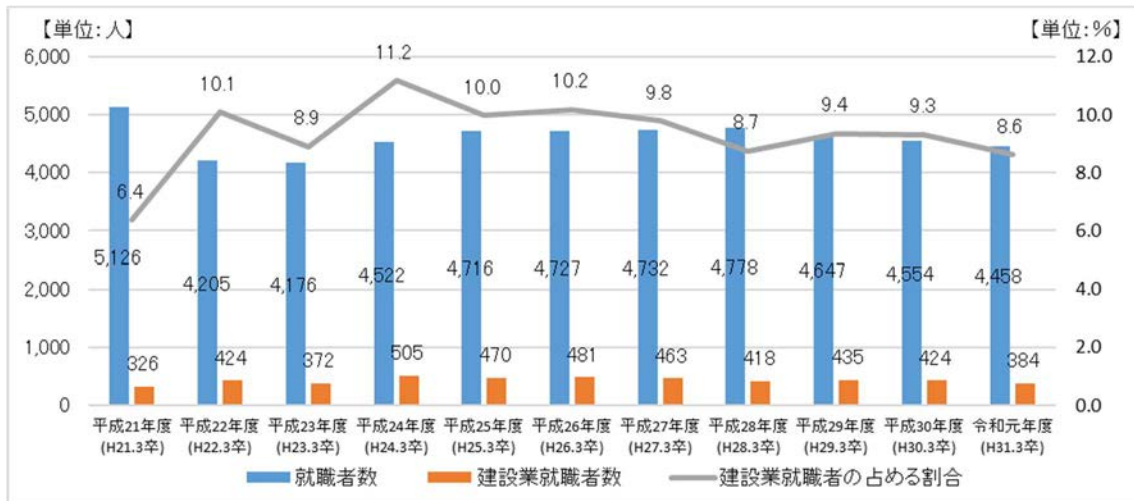
(出典)「国勢調査」(総務省)

(3) 建設業への新規学卒者（高校）の就職者数

高卒者の建設業への就職者数は震災後に増加するも、近年は減少傾向

- 高等学校卒業生（新規学卒者）の建設業への就職は、震災前の平成21（2009）年度は就職者数全体の6.4%であったが、震災復興需要等により平成24（2012）年度には11.2%まで増加し、その後は減少傾向に転じている。

【図11】 県内高卒者の就職状況の推移



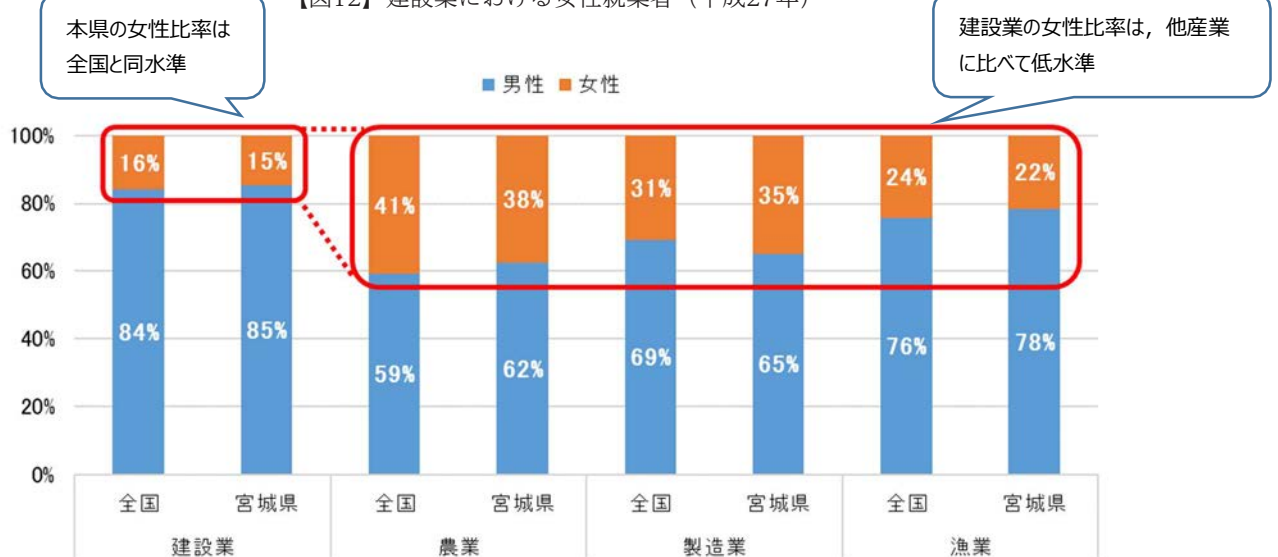
(出典) 「学校基本調査結果報告書」(宮城県)

(4) 建設業における女性就業者の割合

女性就業者の割合は他産業と比べると低い

- 本県の建設業の女性就業者の比率は15%となっており、全国と同水準である。
- 一方、他産業と比べると建設業の女性就業者の比率は低く、特に、製造業と比較すると半分以下と圧倒的に低い状況にある。

【図12】 建設業における女性就業者（平成27年）



(出典) 「国勢調査」(総務省)

第3節 新・担い手3法の成立等

1 新・担い手3法の成立

担い手3法の成果をさらに充実させ、新たな課題へ対応

- 国では、平成26（2014）年に、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という）、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」という）を一体として改正し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な確保・育成のための基本理念や具体的措置を規定した（「担い手3法」）。この「担い手3法」の施行により、予定価格の適正な設定、歩切りの根絶、ダンピング対策の強化など、5年間で様々な成果が見られた。
- また、相次ぐ災害を受け「地域の守り手」としての建設業への期待が高まる一方で、働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正、i-Constructionの推進等による生産性の向上など、新たな課題や引き続き取り組むべき課題も顕在化した。

これら新たな課題に対応し、国では、5年間の成果を更に充実するため、令和元（2019）年6月に「新・担い手3法」として再び品確法、建設業法及び入契法を改正した。

【図13】 新・担い手3法 概要

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>			
<ul style="list-style-type: none"> ○発注者の責務 <ul style="list-style-type: none"> ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮） ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等） ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用） ○受注者（下請含む）の責務 <ul style="list-style-type: none"> ・適正な請負代金・工期での下請契約締結 	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者・受注者の責務 <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信技術の活用等による生産性向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者の責務 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択 ・災害協定の締結、発注者間の連携 ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○調査・設計の品質確保 <ul style="list-style-type: none"> ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加
働き方改革の推進	生産性向上への取組	災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保	
<ul style="list-style-type: none"> ○工期の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告 ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表） ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法> ○現場の処遇改善 <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険の加入を許可要件化 ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い 	<ul style="list-style-type: none"> ○技術者に関する規制の合理化 <ul style="list-style-type: none"> ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認 ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における建設業者団体の責務の追加 <ul style="list-style-type: none"> ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化 ○持続可能な事業環境の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・経営管理責任者に関する規制を合理化 ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備 	
建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>			

(出典) 国土交通省公表資料より抜粋

2 「地域建設産業のあり方検討委員会」報告書（令和2年3月）

「担い手確保」「生産性の向上」「地域力の強化」を柱とする施策の提言

(1) 委員会の設置趣旨

「地域建設産業のあり方検討委員会」は、宮城県における地域建設産業の今後のあり方として、地域社会に様々な形で貢献し将来にわたり存続するために行政や関係主体が取るべき方策を提言することを目的として、一般財団法人建設業情報管理センター¹により、令和元（2019）年度に宮城県を対象として設置された。

(2) 宮城県における建設産業の将来に向けた提言

同委員会は、今後の地域の建設産業を取り巻く環境が、労働力不足、働き方改革、ICT等の新技術、自然災害の頻発等、多様かつ深刻に変化することは確実であるとし、将来に向けて受注者サイドの建設企業と発注者サイドの行政・民間事業者が連携して、建設産業のあり方を大きく変えていく必要があると提言している。

また、その変化の方向性としては、大きく「担い手の確保」「生産性の向上」「地域力の強化」の3つをあげた上で、建設業の担い手が他産業以上の働きがい、待遇が得られ（担い手の確保）、先端技術の活用等により効率的な施工が可能となり（生産性の向上）、そして、各地域の多様性を踏まえ様々な課題に対して解決を提供できる産業として役割を担って いくこと（地域力の強化）、これらが重要であるとしている。

【図14】 宮城県における建設産業の将来に向けた提言

基本目標	施策	取組
担い手の確保	多様な担い手の確保	<input type="checkbox"/> 若手・中堅層の入職促進 <input type="checkbox"/> 担い手の多様化
	雇用形態・処遇改善	<input type="checkbox"/> 週休2日・月給制の実現 <input type="checkbox"/> 雇用形態の安定化・多様化 <input type="checkbox"/> 適切な処遇の確保
	労働時間の平準化	<input type="checkbox"/> 施工時期の平準化 <input type="checkbox"/> 適正な工期設定
	キャリアプランの構築支援	<input type="checkbox"/> 建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用 <input type="checkbox"/> 能力のレベル分けと処遇への反映
生産性の向上	人材育成	<input type="checkbox"/> 企業間連携による人材育成 <input type="checkbox"/> 外部機関の活用
	経営基盤の強化	<input type="checkbox"/> 地域優良企業等の育成・支援 <input type="checkbox"/> 中長期的な発注見通しの公表
	ICTの活用・プロセスの適正化	<input type="checkbox"/> i-Constructionの導入 <input type="checkbox"/> プロセスの適正化・RPAの導入
地域力の強化	地域維持・災害対応	<input type="checkbox"/> 多様性を踏まえた地域維持への取組 <input type="checkbox"/> 災害対応の強化
	官民連携・戦略的広報	<input type="checkbox"/> （一財）みやぎ建設総合センターの活用 <input type="checkbox"/> 戦略的広報

（出典）「地域建設産業のあり方に関する調査研究（宮城県）」報告書概要版より抜粋

1 一般財団法人建設業情報管理センターは、建設業の健全な発達の促進を図ることを目的に、建設業許可の膨大なデータを一元的に管理し効率的なシステム運営を行う組織として昭和62（1987）年に設立され、平成22（2010）年度から毎年度、有識者から成る「地域建設産業のあり方検討委員会」を設置し、モデル県の建設産業のあり方について分析・検討し、提言にまとめた報告書を公表している。

第2章 新・みやぎ建設産業振興プランの検証

新・みやぎ建設産業振興プラン（前プラン）の概要

- ◆ 平成28（2016）年3月策定
- ◆ 基本理念：みやぎの将来を力強く支える建設産業の再生
- ◆ 計画期間：平成28（2016）年4月から令和3（2021）年3月まで
- ◆ 策定の趣旨

震災復興計画期間の再生期・発展期にある状況においても、今後の建設投資額の大幅な縮小や、就業者の高齢化と担い手不足の進行、本格的な維持管理時代の到来及び大規模災害への備えなど、震災復興後の将来を見据え、産学官が連携して、経営力や技術力に優れ、またその向上を目指す建設企業を効果的、体系的に支援していくために「新・みやぎ建設産業振興プラン」を策定した。

【基本目標、施策及び重点取組】

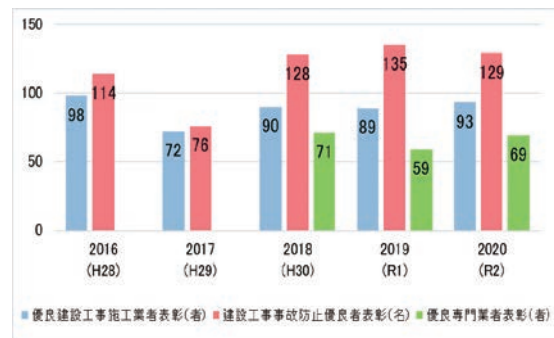
基本目標	施策	重点取組
基本目標1 技術力・経営力を“伸ばす” 良質な社会インフラの整備を担う建設産業の技術力・経営力の強化	技術力・経営力の強化 及び評価	① 技術力・専門力の見える化
		② 技術力・専門力等を重視した入札契約制度の構築
	建設産業の健全化	③ ダンピング対策の強化
		④ 行き過ぎた重層下請構造の改善
基本目標2 地域を“支える” 本格的な維持管理時代の到来に備えた建設市場の適正な環境整備	「地域の守り手」としての 体制づくり	⑤ 地域維持型契約方式の導入
	基本目標3 担い手を“育てる” 将来のみやぎの建設産業を担う人材の確保・育成	若手入職者の確保と 若手技術者等の育成
⑦ 社会保険未加入対策の強化		
⑧ モデル工事の活用		
⑨ 若手技術者等の確保・育成に資する入札契約制度の構築		
基本目標4 災害から“守る” 東日本大震災を踏まえた円滑な連携体制の構築	今後の大規模災害の備え	⑩ 地域の災害対応力の強化

次項以降、各施策における重点取組①～⑩について、取組の実績・効果等の検証を行う。

基本目標1	技術力・経営力を“伸ばす”	
	施策	技術力・経営力の強化及び評価
	重点取組①	技術力・専門力の見える化

- ◆ 建設企業自らの技術力向上等の取組を支援するため、県発注工事の工事成績評価結果を平成30（2018）年度からホームページで公表した。また、建設工事の下支えする専門工事業の技術力等を見える化するため元請企業及び現場代理人表彰に加え、下請企業を表彰対象に追加し、毎年多くの技術者・技能者が受賞している。

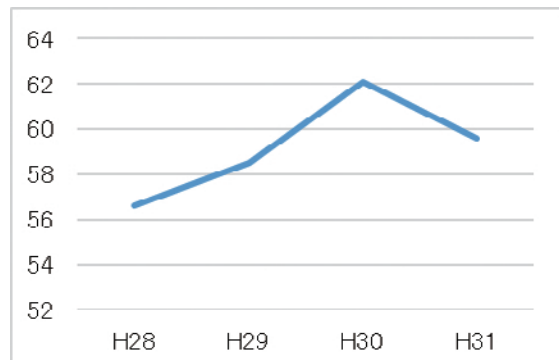
表彰実績の推移（H28～）



基本目標1	技術力・経営力を“伸ばす”	
	施策	技術力・経営力の強化及び評価
	重点取組②	技術力・専門力等を重視した入札契約制度の構築

- ◆ 最新技術の活用や働き方改革を推進するため、総合評価落札方式において、平成29（2017）年度に地元企業を優先する地理的条件を加え、更にその後ICT施工等の活用、週休2日実施に関する評価項目を追加した。
- ◆ 地元優先やICT施工等の評価項目を追加し取組を強化したことにより、県内本店（支店含まず）に限定しない入札においても県内企業の受注率は増加傾向となっている。

県内企業の受注率（H28～）

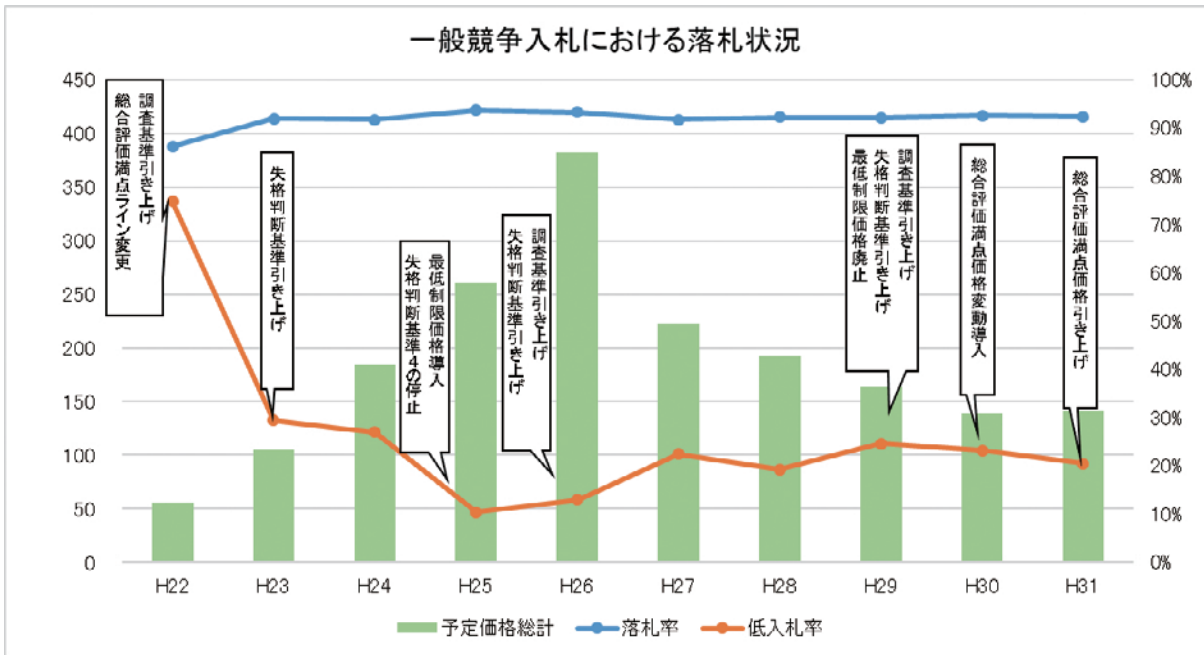


建設工事総合評価落札方式における主な改正項目

評価の視点	評価項目	H28		H29.4改正		H30.4改正		H31.4改正		R2.4改正		備考
		評価点		評価点		評価点		評価点		評価点		
企業評価	同種工事の経験(過去10年間)	0.375		0.500		0.500		0.500		0.500		【企業評価】 ・地理的条件の追加 (工事箇所同一管内に本社・本店10年以上所在等) ・管内での実績を評価
	工事成績評価(過去5年間の平均)	0.750		1.000		1.000		1.000		1.000		
	優良建設工事施工業者表彰等(過去5年間)	1.500	3点	2.000	6点	2.000	6点	2.000	6点	2.000	6点	
	ISO9001・14001・みちのEMS認証取得状況	0.375		0.500		0.500		0.500		0.500		
	地理的条件	-		2.000		2.000		2.000		2.000		
技術力	同種工事の経験(過去10年間)	0.500		1.000		1.000		1.000		1.000		【技術者評価】 ・管内での実績を評価
	工事成績評価(過去2年間の最高評価)	2.000		3.000		3.000		3.000		3.000		
	宮城県建設工事事故防止優良者表彰等、または同表彰等工事の(監理)主任技術者としての実績(過去5年間)	2.000	5点	3.000	8点	3.000	8点	3.000	8点	3.000	9点	
	継続教育(CPD)の取組状況	0.500		1.000		1.000		1.000		1.000		
	ICT活用証明書・週休2日実施証明書の有無	-		-		-		-		1.000		
生産性向上	ICT施工・3次元化等の活用提案	-	-	-	-	-	-	2.000	2点	2.000	2点	【生産性向上】 ・各施工プロセスでの細分化が特徴
合計(省略部分も含む点数)		32.00		40.00		42.50		44.50		46.50		

基本目標1	技術力・経営力を“伸ばす”	
	施策	建設産業の健全化
	重点取組③	ダンピング対策の強化

- ◆ 公平・公正な入札制度の構築のため総合評価落札方式の導入を進めつつ、入札・契約に係るダンピング受注を防止するため、低入札調査基準価格及び失格判断基準について、国等の状況を考慮しながら改正を行ってきた。その結果、平成25（2013）年度から増加傾向にあった低入札率が、平成29（2017）年度から減少に転じており低入札の抑制効果が現れている。



基本目標1	技術力・経営力を“伸ばす”	
	施策	建設産業の健全化
	重点取組④	行き過ぎた重層下請構造の改善

- ◆ 建設産業において行き過ぎた重層化は、間接費増加による生産性の低下や労務費へのしわ寄せ、施工責任の不明確化からくる品質の低下など、様々な影響や弊害が指摘されていることから、重層下請構造改善に向けた課題把握のため下請次数調査を実施した。
- ◆ 県工事における調査結果では、土木工事においては下請次数が3次、営繕工事は4次以降の工事実績が少ないことから、令和2（2020）年度に土木工事は下請次数を原則2次まで、営繕工事は下請次数を原則3次までとした重層下請改善モデル工事を実施した。今後、下請次数制限工事の効果等の検証を行う。

平成30年度完成工事のうち3次又は4次下請以降の割合

工事種別	工事完了件数	3次下請以降の工事件数	割合
	土木工事	500件	42件
営繕工事	工事完了件数	4次下請以降の工事件数	割合
	65件	3件	5%

基本目標2	地域を“支える”	
	施策 「地域の守り手」としての体制づくり	
	重点取組⑤	地域維持型契約方式の導入

- ◆ 地域の社会資本の維持管理を適切かつ効率的・持続的に行うため、地域の实情に応じて、複数年契約、包括発注、共同受注などを導入している。例えば、国道347号においては、通年通行に伴う新たな冬期の除融雪業務が必要となったことから、効率的かつ持続的に管理を行うため、「鍋越道路管理除融雪業務」として除融雪業務と道路管理業務を包括するとともに、複数年（2か年）契約とした。
- ◆ 人手不足の解消や各企業の得意分野を活かしながら安定的に仕事を確保するためには、共同受注が有効であることから、平成30（2018）年度には協同組合や地域維持JVも参加した入札を行い、地元の協同組合や地域維持JVが受注し業務に取り組んでいる。
- ◆ これらの取組により、地域維持業務における多様な発注方法の有効性が確認されたことから、プロポーザル方式で実施していたこれら業務の活用拡大に向けて、令和2（2020）年度から総合評価落札方式を導入した。

地域維持型契約方式の実績

年度	業務名	発注	複数年	包括内容	入札参加条件における共同受注の設定※1	受注者	入札方式
H28	鍋越道路管理除融雪業務	道路課	2か年	維持管理 除融雪	無	単独	指名競争入札
H29	鍋越道路管理除融雪業務	道路課	2か年	維持管理 除融雪	有	単独	指名競争入札
H30	広瀬川外河川管理業務	仙台土木	単年	地域 ※2	有	協同組合	プロポーザル方式
	気仙沼市道路管理及び除融雪業務	気仙沼土木	単年	維持管理 除融雪 地域※3	有	地域維持JV	プロポーザル方式
R1	気仙沼市道路管理及び除融雪業務	気仙沼土木	単年	維持管理 除融雪 地域※3	有	地域維持JV	プロポーザル方式
	広瀬川外河川管理業務	仙台土木	単年	地域 ※2	有	協同組合	総合評価落札方式
	鍋越道路管理除融雪業務	道路課	2か年	維持管理 除融雪	有	単独	総合評価落札方式
	仙台港区港湾施設管理業務	仙台塩釜港湾	単年	施設管理 除融雪	有	単独	総合評価落札方式
	塩釜港区港湾施設管理業務	仙台塩釜港湾	単年	施設管理 除融雪	有	単独	総合評価落札方式

※1 入札参加条件には、「JV又は単独企業」、「JV及び協同組合又は単独」など様々な条件がある。

※2 1級河川名取川水系広瀬川の維持管理を複数業務で実施していたが、1つの業務で上流から下流までの維持管理を実施するもの。

※3 気仙沼管内を3ブロックに分け、維持管理と除融雪をそれぞれ実施していたが、1つの業務で管内全ての維持管理と除融雪を実施するもの。

基本目標3	担い手を“育てる”	
	施策	若手入職者の確保と若手技術者等の育成
	重点取組⑥	産学官が連携した建設産業の戦略的広報と教育訓練の充実

- ◆ 将来の担い手に対し建設業の魅力を発信するため、建設関係団体、教育機関及び行政の産学官連携による戦略的な広報活動として、現場見学会や職業体験型のイベント「みやぎ建設ふれあいまつり」等を開催した。
- ◆ 若手技術者等の育成については、一般財団法人みやぎ建設総合センター（以下「センター」という。）を中心に、人材育成の研修会や教育訓練等を実施した。



みやぎ建設ふれあいまつり



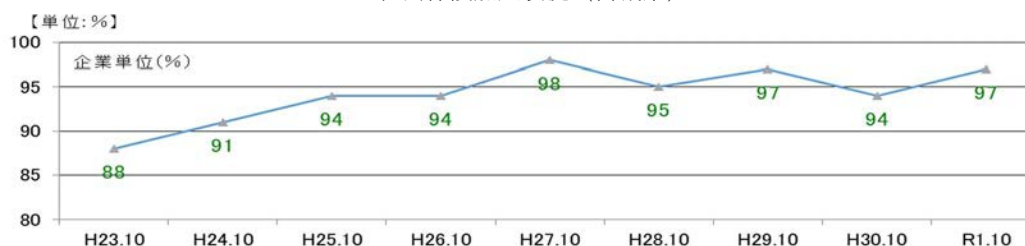
建設現場見学会

イベント名	概要	年度	参加者数
小学生と保護者の建設現場見学会	小学生とその保護者を対象に建設現場の見学会を実施した。	H29	224名
		H30	362名
		R 1	299名
おうちづくりの学校見学会	小学生等を対象に家づくり体験や見学会を実施した。	H30	62名
		R 1	20名
みやぎ建設ふれあいまつり	県庁前に多数の建設業関係団体によるPR・体験ブースを設け、一般に広く開放した。	R 1	約4,000名
みやぎ建設産業架け橋サロン	高校へ地元建設企業に勤める若手技術者を派遣し、建設産業の魅力についてPRした。	R 1	37名

基本目標3	担い手を“育てる”	
	施策	若手入職者の確保と若手技術者等の育成
	重点取組⑦	社会保険未加入対策の更なる強化

- ◆ 建設業就業者の処遇改善のため、県発注工事の元請業者に関しては、平成27（2015）年度から入札参加登録を社会保険等加入業者に限定していた。その後、下請業者に関しても、平成30（2018）年度から公共工事標準請負契約約款を改正（排除条項新設）するとともに、宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱を改正（社会保険の確認項目新設）し、対策の強化を図った。さらに、令和2（2020）年10月から、建設業法改正により建設業許可の基準で社会保険の加入が要件化された。
- ◆ 県内の社会保険加入状況は、企業単位では90%台の高い水準で推移している。

社会保険加入状況（宮城県）



（出典）「公共事業労務費調査における社会保険加入状況調査」（国土交通省）から作成

基本目標3	担い手を“育てる”	
	施策	若手入職者の確保と若手技術者等の育成
	重点取組⑧	モデル工事の活用

- ◆ 建設現場の就労環境を改善することで若手技術者等の確保を図るため、週休2日モデル工事を平成29（2017）年度から実施し、着実に実績が上がっている。また、令和元（2019）年度からは、週休2日制の普及促進のため、県内の公共工事を一斉に閉所する「週休二日制普及促進DAY」を行政機関（国、県、市町村）と建設業団体の協働で実施している。
- ◆ 新たな担い手確保として女性の登用を促すため、女性が働き易い職場環境の整備を要件としたモデル工事を実施し、就労環境の改善に向けた意識向上を図った。

週休2日モデル工事の実施状況

年度	モデル工事件数	4週8休達成件数	達成率
H29年度	4	3	75%
H30年度	12	11	92%
R01年度	30	14	88%
R02年度	97	—	—

週休二日制普及促進DAYの実施状況

年度	実施期間
R01年度	3日間（6/15、7/20、8/17）
R02年度	3日間（6/20、7/18、8/15）

女性活躍推進モデル工事実施状況

年度	モデル工事発注件数	女性技術者の配置件数	履行件数
H29年度	2	2	2
H30年度	8	4	4
R01年度	14	5	5
R02年度	49	—	—

※履行件数は、女性技術者が配置され、女性専用トイレ及び更衣室が設置された場合

基本目標3	担い手を“育てる”	
	施策	若手入職者の確保と若手技術者等の育成
	重点取組⑨	若手技術者等の確保・育成に資する入札契約制度の構築

- ◆ 若手技術者等の早期育成を図るために、総合評価落札方式において、若手技術者や女性技術者を主任技術者（監理技術者）として配置し、加えて「専任補助者」を配置する場合は、当該専任補助者の成績・実績を評価する手法を平成30（2018）年度から導入した。
- ◆ 生産性向上のため、「ICT施工・3次元化等の活用提案」の評価項目を令和元（2019）年度に追加しICT施工の促進を図るとともに、令和2（2020）年度からICT施工を実施した技術者を対象にICT活用証明書を発行し、総合評価落札方式で加点評価した。

ICT施工・3次元化等の活用提案の実績

年度	活用提案件数
R01年度	87
R02年度	40

※R02年度は9月末現在

ICT活用証明書・週休2日実施証明書の発行実績

証明書	発行枚数
ICT活用証明書	18
週休2日実施証明書	30

※R02年7月末までの累計値

(ICT活用証明書)



(週休2日実施証明書)



基本目標4	災害から“守る”	
	施策	今後の大規模災害の備え
	重点取組⑩	地域の災害対応力の強化

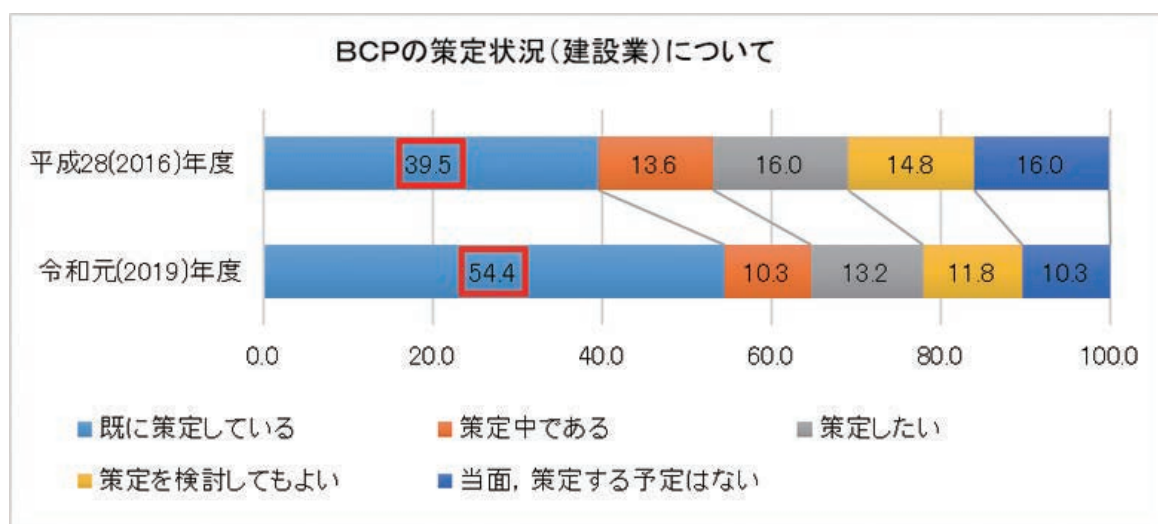
- ◆ 地域建設業には、災害時の緊急対応など「地域の守り手」としての役割が今後ますます重要となることから、発災直後から事業継続が図られるようBCP（事業継続計画：Business Continuity Plan）の策定促進とその内容の充実を支援するため、県では、令和元（2019）年度に「宮城県建設産業BCPモデル」を作成・公表し、令和2（2020）年度にはBCPをテーマとする建設産業振興支援講座を開催するなど策定促進に努めた。

（県内企業のBCP策定状況）

平成28（2016）年度 建設業：策定済39.5%

令和元（2019）年度 建設業：策定済54.4%

建設業のBCP策定状況



（出典）「宮城県内企業のBCP策定への取組に関する実態調査」（県中小企業支援室）から作成

- ◆ 建設関連を含む各種団体との土木部に関連する防災協定の締結件数は着実に増加し、令和3（2021）年2月末現在で22件となり、災害時における体制の充実が図られている。

土木部に関連する防災協定の締結状況（件数）について

締結年度	～H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2	合計
締結件数	15	1	0	1	2	3	22

※令和2年度は令和3年2月末現在

検証のまとめ

基本目標1 技術力・経営力を“伸ばす”

良質な社会インフラの整備を担う建設産業の技術力・経営力の強化…… 継続

- 前プランでは、工事成績評定結果の公表や優良工事の表彰範囲を下請企業まで拡充するなど技術力・専門力の見える化に取り組んだ。あわせて、技術力・専門力等を重視した入札契約制度の構築、ダンピング対策の強化に取り組んだ。
- 取組の結果、復興需要を背景に、経営の健全化が図られてきたと考えられるが、今後、復興需要の終了とともに経営環境の悪化が懸念されることから、取組の継続が必要である。
[建設産業振興に関するアンケート調査結果¹] 必要性高い：約73%、実績を評価：約66%

基本目標2 地域を“支える”

本格的な維持管理時代の到来に備えた建設市場の適正な環境整備…………… 継続

- 前プランでは、地域の人口減少と維持管理時代の到来に備えた「地域の守り手」の確保のため、複数年契約、包括発注、共同受注などの地域維持型契約方式の導入に取り組んだ。
- 取組の結果、「地域の守り手」の確保が可能となった。地域の実情に応じて地域維持型契約方式の活用拡大を図っていくことが求められることから、今後も取組の継続が必要である。
[建設産業振興に関するアンケート調査結果] 必要性高い：約65%、実績を評価：約56%

基本目標3 担い手を“育てる”

将来のみやぎの建設産業を担う人材の確保・育成…………… 継続

- 前プランでは、産学官が連携した建設産業の戦略的な広報として、若い世代に魅力をPRするための合同イベントの開催や若手技術者等と工業高校の生徒との意見交換会等を実施した。また、社会保険未加入対策や、週休2日制、女性登用及びICT活用を促すため様々なモデル工事を展開した。
- 取組の結果、建設業に就職した高校新卒者は、震災前に比べて概ね高い水準で推移しており、一定程度の改善が見られるが、少子高齢化が進む中で、更に入職者の確保が求められることから、今後も取組の継続が必要である。
[建設産業振興に関するアンケート調査結果] 必要性高い：約78%、実績を評価：約63%

基本目標4 災害から“守る”

東日本大震災を踏まえた円滑な連携体制の構築…………… 継続

- 前プランでは、今後の大規模災害の備えとして、地域の災害対応力を強化するため、防災協定の拡充やBCP策定普及啓発等に取り組んだ。
- 取組の結果、防災協定の締結件数が増え、また、BCPの普及が進んでいる傾向が見られるなど、災害から地域を守るための体制の構築が進んだと考えられる。近年の頻発化・大規模化する災害に備えるため、今後も取組の継続が必要である。
[建設産業振興に関するアンケート調査結果] 必要性高い：約85%、実績を評価：約71%

《まとめ》

- 前プランの各基本目標における施策及び取組は、県内の建設業団体等を対象とした「建設産業振興に関するアンケート調査」からも、一定の効果があったものと考えられ、今後も継続した取組が求められている。
- 本プラン策定に当たっては、本県の建設産業を取り巻く現状や国の政策、県内の建設業関係団体の意向等を踏まえ、復興後を見据え持続可能な建設産業の振興策を盛り込んでいく必要がある。

¹ 「建設産業振興に関するアンケート調査」は、本プランの検討に当たり、前プランを検証するとともに、県内の建設産業が抱えている課題などを把握するため令和2年6月から7月にかけて事業管理課で実施した調査。（詳細は資料編P59参照）

第3章 課題

第1章の本県の建設産業を取り巻く現状及び第2章の前プランの検証を踏まえて、今後の課題を次の4点に整理する。

1 建設産業の担い手に関する課題

現状の考察

- 県内の建設業就業者数の動向は、震災後復興需要を背景に増加に転じた時期も見受けられる一方で、年齢構成を比較すると、若者の構成割合は減少しており、建設業就業者の高齢化が進んでいる。[図9、10参照]
- 新規学卒（高等学校）の就業者数は、平成24（2012）年度をピークに減少傾向であり、女性就業者数は他産業と比べると圧倒的に低い状況にある。[図11、12参照]
- 今後想定される生産年齢人口の減少は、建設産業だけでなく全産業において担い手の確保を困難にしていくことが見込まれる。
- 建設産業は、他産業と比較して、未だ長時間労働や3Kイメージの払拭などの課題があり、若年層の視点から魅力的な産業となるように就労環境の改善が求められる。



課題 1

全産業において生産年齢人口の減少が進む中での担い手確保・育成

2 建設産業の生産性に関する課題

現状の考察

- 建設業就業者の高齢化の進行に加え、全産業にかけて生産年齢人口が減少していくことで、建設業においても将来的に担い手が十分に確保できなくなる懸念がある。
- 若者の入職促進のためにも、作業時間の短縮や休日確保、雇用形態の安定化及び処遇改善など建設産業全体の労働環境の改善が求められる。
- 今後、限られた人材等を有効活用しながら、ICTを活用し現場の生産性を向上させるi-Constructionを推進し、より多くの成果を達成することが求められる。



課題 2

イノベーションを通じた建設現場の生産性向上

3 建設産業の経営環境に関する課題

現状の考察

- 県内総生産に占める建設業の推移を見ると、震災後の復興需要を背景に大きく増加し、県内総生産の押し上げに寄与しており、地域経済・雇用を支える重要な産業となっていることがうかがえるが、平成28（2016）年度から前年度比で減少傾向になっている。[図2参照]
- 復興需要収束後の建設投資の大幅な減少と、相反する建設業許可業者数の増加傾向により、受注競争の激化が予想される。特に、東日本大震災の被災3県と比較しても本県の建設投資額の増減幅は最も大きく、経営環境への影響が懸念される。[図5、6、7参照]
- あわせて、人口減少・少子高齢化に伴う深刻な人手不足（担い手不足）により、震災前にも増して厳しい経営環境下に置かれる可能性があり、建設産業の持続可能性に懸念が生じている。[図8参照]



課題 3

限られた建設投資額の中での経営の安定・強化

4 建設産業が担う地域の安全・安心の確保に関する課題

現状の考察

- 高度経済成長期の発展とともに整備した社会資本の多くが、建設後30～50年経過しており、今後、老朽化対策を適切に実施していく必要がある。さらに、東日本大震災の復旧・復興事業により社会資本整備が進み、社会資本ストックがこれまでより増大しており、計画的な維持管理や更新を着実にを行うことが一層重要となる。[図4参照]
- 近年、気候変動等による豪雨などの自然災害が増加傾向にあり、災害時には最前線で安全・安心の確保を担う「地域の守り手」としての役割のほか、除雪や家畜伝染病発生時における緊急対応業務など地域において建設業に期待される役割は今後ますます大きくなっている。[図3参照]



課題 4

災害対応等で地域を守り、支える役割の強化

第4章 基本理念及び基本目標

第1節 基本理念

本プランの上位計画である推進計画では、大規模化・多様化する災害に対し、強靱な県土づくりを行いながら、本県の経済や交流を支え、人口減少や少子高齢化の進展に伴う地域経済・社会を取り巻く諸課題に対応した持続可能な地域社会づくりを目指し、「次世代に『安全・安心』と『活力』を引き継ぐ「持続可能」な宮城の県土づくり」に取り組むことを基本理念に掲げている。その基本理念に基づく基本目標の一つとして基本目標5「持続可能な宮城の県土づくりを支える人材育成と生産性の向上」が設定されている。

これを受けて、上記計画が掲げる「持続可能な宮城の県土づくり」の実現には、「地域の守り手」となる持続可能な建設産業の確保が不可欠であることから、本プランの基本理念を以下のとおりとする。

～「地域の守り手」として宮城の県土づくりを担う持続可能な建設産業～

第2節 基本目標

基本理念の達成に向けて、前章の4つの課題に応じた基本目標を以下のとおり設定する。

1 基本目標1「担い手の確保・育成」

担い手の確保・育成のためには、賃金水準の向上や長時間労働の是正、週休2日の確保など就労者の働き方改革の推進や、若年層や女性の入職を促進していく施策を展開するとともに、建設産業の社会的意義ややりがいなどについて、将来の担い手やその保護者など幅広く理解を得ることが大切である。

〈施策〉

- (1) 働き方改革の推進（処遇改善）
- (2) 若者・女性等の活躍及び定着
- (3) 建設産業の戦略的な広報

2 基本目標2「生産性の向上」

人口減少や高齢化が進む中で、限られた人材等を有効活用と現場の省力化・効率化が必要となる。そのため、全ての建設生産プロセスでICT等を活用する「i-Construction」の推進や、工事の施工時期の平準化による建設現場の生産性を向上していくことが求められる。

〈施策〉

- (1) 現場の省力化・効率化
- (2) 技術力・専門力の強化及び評価

3 基本目標3「経営の安定・強化」

地域建設業は、社会資本の整備・維持管理を担うとともに、災害時の緊急対応のほか、地域経済・雇用の維持の観点からも地域に不可欠な存在であり、優良な地域建設企業が持続的に発展していくため、限られた建設投資額の中で安定的な経営基盤の確立が求められている。

〈施策〉

- (1) 復興需要後の経営支援
- (2) 将来を見通せる環境整備
- (3) 建設産業の健全化
- (4) 適正かつ公平な市場環境整備

4 基本目標4「地域力の強化」

地域インフラの整備、維持管理等を支えるとともに、頻発化・激甚化する自然災害時や家畜の防疫措置等には、最前線で安全・安心の確保を担う「地域の守り手」としての役割を果たしていくことが求められている。

〈施策〉

- (1) 「地域の守り手」として地域社会の維持、安全・安心の確保
- (2) 災害対応の知見を生かした災害発生時の対応確保

第3節 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」は、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、平成27（2015）年に国連で採択された令和12（2030）年までの行動計画であり、人口減少を見据えた持続可能な地方創生の実現に資することから、自治体も積極的に取り組む必要があるものである。

本プランの上位計画である「新・ビジョン」や「推進計画」においては、SDGsの視点を取り入れ、「誰一人取り残さない社会の実現（包摂性）」や「経済・社会・環境の相互作用による成長（統合性）」などの特徴や17のゴールを、理念や施策に反映しており、本プランにおいても関連する7つのSDGsの視点を取り入れ、各施策を進めていくこととする。

《計画の位置付け及びSDGsの関連性のイメージ》



第5章 各基本目標を推進する施策

第1節 施策体系

4つの基本目標と11の施策、24の取組からなる以下の施策体系に基づき、本県の建設産業の振興を推進していく。

基本目標 1 担い手の確保・育成													
基本目標 1	施策 1 働き方改革の推進（処遇改善） <table border="1"> <tr><td>取組 1</td><td>適切な賃金水準の確保</td></tr> <tr><td>取組 2</td><td>建設キャリアアップシステムの活用促進</td></tr> <tr><td>取組 3</td><td>社会保険加入対策の更なる強化</td></tr> <tr><td>取組 4</td><td>技能者の雇用形態の明確化・安定化</td></tr> <tr><td>取組 5</td><td>計画的な休暇取得の推進</td></tr> <tr><td>取組 6</td><td>建設工事従事者の安全及び健康確保</td></tr> </table>	取組 1	適切な賃金水準の確保	取組 2	建設キャリアアップシステムの活用促進	取組 3	社会保険加入対策の更なる強化	取組 4	技能者の雇用形態の明確化・安定化	取組 5	計画的な休暇取得の推進	取組 6	建設工事従事者の安全及び健康確保
	取組 1	適切な賃金水準の確保											
	取組 2	建設キャリアアップシステムの活用促進											
	取組 3	社会保険加入対策の更なる強化											
	取組 4	技能者の雇用形態の明確化・安定化											
	取組 5	計画的な休暇取得の推進											
	取組 6	建設工事従事者の安全及び健康確保											
	施策 2 若者・女性等の活躍及び定着 <table border="1"> <tr><td>取組 1</td><td>若手技術者・技能者の人材育成</td></tr> <tr><td>取組 2</td><td>女性活躍・定着の推進</td></tr> </table>	取組 1	若手技術者・技能者の人材育成	取組 2	女性活躍・定着の推進								
	取組 1	若手技術者・技能者の人材育成											
	取組 2	女性活躍・定着の推進											
	施策 3 建設産業の戦略的広報 <table border="1"> <tr><td>取組 1</td><td>産学官が連携した積極的な広報活動の展開</td></tr> </table>	取組 1	産学官が連携した積極的な広報活動の展開										
	取組 1	産学官が連携した積極的な広報活動の展開											
基本目標 2 生産性の向上													
基本目標 2	施策 1 現場の省力化・効率化 <table border="1"> <tr><td>取組 1</td><td>新技術・新工法の活用促進</td></tr> <tr><td>取組 2</td><td>施工時期の平準化の推進</td></tr> <tr><td>取組 3</td><td>現場の効率化促進</td></tr> </table>	取組 1	新技術・新工法の活用促進	取組 2	施工時期の平準化の推進	取組 3	現場の効率化促進						
	取組 1	新技術・新工法の活用促進											
	取組 2	施工時期の平準化の推進											
	取組 3	現場の効率化促進											
	施策 2 技術力・専門力の強化及び評価 <table border="1"> <tr><td>取組 1</td><td>技術力・専門力の向上支援</td></tr> </table>	取組 1	技術力・専門力の向上支援										
取組 1	技術力・専門力の向上支援												
基本目標 3 経営の安定・強化													
基本目標 3	施策 1 復興需要後の経営支援 <table border="1"> <tr><td>取組 1</td><td>経営力の向上支援</td></tr> <tr><td>取組 2</td><td>経営力に対する評価</td></tr> </table>	取組 1	経営力の向上支援	取組 2	経営力に対する評価								
	取組 1	経営力の向上支援											
	取組 2	経営力に対する評価											
	施策 2 将来を見通せる環境整備 <table border="1"> <tr><td>取組 1</td><td>中長期的な公共投資見通し等の公表</td></tr> <tr><td>取組 2</td><td>適正な利潤を確保可能とする予定価格の設定等</td></tr> </table>	取組 1	中長期的な公共投資見通し等の公表	取組 2	適正な利潤を確保可能とする予定価格の設定等								
	取組 1	中長期的な公共投資見通し等の公表											
	取組 2	適正な利潤を確保可能とする予定価格の設定等											
	施策 3 建設産業の健全化 <table border="1"> <tr><td>取組 1</td><td>法令遵守と不良不適格業者の排除の徹底</td></tr> <tr><td>取組 2</td><td>適正な元請・下請関係の促進</td></tr> </table>	取組 1	法令遵守と不良不適格業者の排除の徹底	取組 2	適正な元請・下請関係の促進								
	取組 1	法令遵守と不良不適格業者の排除の徹底											
	取組 2	適正な元請・下請関係の促進											
	施策 4 適正かつ公平な市場環境の整備 <table border="1"> <tr><td>取組 1</td><td>入札契約制度の的確な運用・改善</td></tr> <tr><td>取組 2</td><td>ダンピング対策強化</td></tr> </table>	取組 1	入札契約制度の的確な運用・改善	取組 2	ダンピング対策強化								
	取組 1	入札契約制度の的確な運用・改善											
	取組 2	ダンピング対策強化											
基本目標 4 地域力の強化													
基本目標 4	施策 1 「地域の守り手」として地域社会の維持、安全・安心の確保 <table border="1"> <tr><td>取組 1</td><td>地域における社会資本の維持管理に資する入札契約制度の構築及び普及</td></tr> <tr><td>取組 2</td><td>専門性の高い維持管理技術者の確保・育成</td></tr> </table>	取組 1	地域における社会資本の維持管理に資する入札契約制度の構築及び普及	取組 2	専門性の高い維持管理技術者の確保・育成								
	取組 1	地域における社会資本の維持管理に資する入札契約制度の構築及び普及											
	取組 2	専門性の高い維持管理技術者の確保・育成											
	施策 2 災害対応の知見を生かした災害発生時の対応確保 <table border="1"> <tr><td>取組 1</td><td>地域の災害対応力の強化</td></tr> </table>	取組 1	地域の災害対応力の強化										
	取組 1	地域の災害対応力の強化											

第2節 基本目標1「担い手の確保・育成」を推進する施策

施策1 働き方改革の推進（処遇改善）

【現状と課題】

- 入職者の減少と高齢化による退職者の増加により担い手不足の更なる深刻化が予想される。
- 若手入職者を確保するためには、就労形態や労働環境の改善が重要となる。

【施策の方向性】

- 技能者の適切な賃金水準の確保など、処遇改善に繋がる取組の徹底
- 技能者の直接雇用・月給制を原則とする雇用形態の普及促進の要請
- 計画的な休暇取得と技術者・技能者の安全及び健康の確保

◆【新規】、【拡充】…新規取組又は前プランの内容を拡充する取組

〈取組1〉適切な賃金水準の確保

◇【継続】…前プランから継続する取組

◇実態を踏まえた公共工事労務単価の設定【継続】

実態を踏まえた最新の公共工事労務単価を設定し、適切な賃金水準の確保に努める。

◇各建設業団体等による適切な賃金水準確保の取組の徹底・強化【継続】

建設企業が、公共工事設計労務単価と雇用に伴う必要経費の関係を正しく理解し、適切な賃金水準を確保できるよう、各建設業団体等の取組の徹底・強化を図る。

〈取組2〉建設キャリアアップシステムの活用促進

◆建設キャリアアップシステムの活用に応じた総合評価落札方式での加点評価【新規】

建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及拡大に向け、総合評価落札方式において、CCUSの活用度合いに合わせた加点評価を行う。

◆CCUSを活用した技能や経験にふさわしい処遇（給与）の実現【新規】

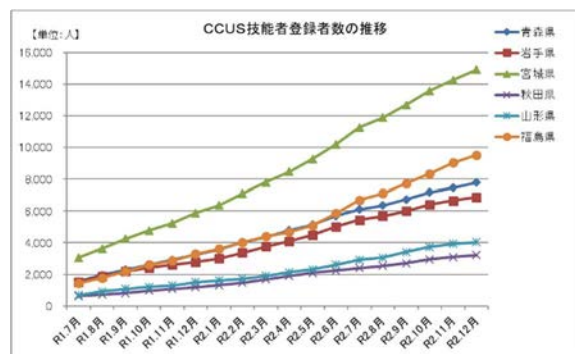
有能な技能者がその技能と経験・資格等に見合った報酬を得られるよう、建設企業においては、CCUSを活用し各レベルに応じた適切な賃金水準の確保を図る。

【図15】 CCUSの概念図



(出典) 国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課HP

【図16】 技能者登録者数の推移



一般財団法人建設業振興基金のHPデータを元に宮城県作成

〈取組3〉社会保険加入対策の更なる強化**◇下請企業の社会保険加入促進【継続】**

「宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱」に基づき、引き続き、県発注工事での下請企業の社会保険加入の確認の徹底に取り組むとともに、国土交通省が策定している「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（令和2（2020）年10月改訂）の周知徹底を図る。

◇法定福利費を内訳明示した見積条件の普及促進【継続】

見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保するため、元請企業における下請企業に対する見積条件の提示の際に、法定福利費の内訳明示を条件化することを推奨するとともにそれに基づく下請負契約の普及促進を図る。

〈取組4〉技能者の雇用形態の明確化・安定化**◇技能者の直接雇用・月給制を原則とする雇用形態の普及促進【継続】**

技能者の雇用形態の明確化・安定化を図り処遇改善につなげるため、元請企業による技能者の直接雇用や専門工事業者による月給制を原則とする雇用形態の普及促進を図る。

〈取組5〉計画的な休暇取得の推進**◇適正工期の確保等を通じた休日拡大の誘導【継続】**

債務負担行為やゼロ県債の有効活用や現場施工の着手日を指定した工事の発注などの取組により、適正な工期の確保を図り、休日が増大できる環境を整備する。

◆週休2日制の普及拡大【拡充】

総合評価落札方式におけるインセンティブ付与を活用し、週休2日制の普及拡大を図る。

◇計画的な休暇取得に資する現場での工程管理の徹底【継続】

受発注者間で工期設定支援システムを活用した工程表を共有し、現場での工程管理を徹底することで土日の現場閉所を促進する。

◆ウィークリースタンス（工事・関連業務）の推進【拡充】

受発注者間相互の1週間のルール（ウィークリースタンス）を目標として定め、計画的に工事・業務を履行することで、成果の品質確保に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進する。

〈取組6〉建設工事従事者の安全及び健康確保**◇建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画の推進【継続】**

本プランでは、「第5次県工事事務事故防止対策推進計画」（平成29年6月策定）と連携し、適正な請負代金・工期の設定や、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識の向上、処遇改善、地位向上を図る「宮城県における建設工事従業者の安全及び健康の確保に関する計画」（平成31年3月）を推進する。〔資料編参照〕

施策2 若者・女性等の活躍及び定着

【現状と課題】

- 今後の生産年齢人口の減少と高齢化の進展により、建設産業においても担い手不足が懸念される中で、若者や女性の建設産業への入職促進と定着が課題となっている。

【施策の方向性】

- 若手技術者・技能者の確保と早期人材育成への環境整備の推進
- 女性が働きやすい職場環境の整備と女性活躍・定着に取り組む企業への支援

〈取組1〉若手技術者・技能者の人材育成

◇外部機関（一般財団法人みやぎ建設総合センター等）と連携した研修【継続】

若手技術者・技能者の新規入職と建設産業への定着を促進するため、新入社員を対象とした人材育成研修や、管理職員を対象とした人材の確保・育成・定着をテーマとする講座を実施する。

（一財）みやぎ建設総合センター

2 事業

1 役割

県、市町村、建設業関係団体等の出えんにより、次代の建設産業を担う人材の確保・育成及び建設業の情報化の促進等に資する事業を行う団体として、平成8年3月に設立。本プランにおいても、建設産業の振興のための施策を、官民連携で取り組む実施母体として、既存の事業と併せ、新たにセンター独自の研修を展開する。

1	建設産業振興事業	みやぎ建設ふれあいまつり
2	人材育成・職業能力向上事業	新入社員研修
		小学生と保護者の建設現場見学会
		みやぎクラフトマン21事業
		おうちづくりの学校見学会
3	技術開発事業	土木技術奨励賞 監理技術者講習
4	雇用改善事業	建設労働者育成支援事業
		担い手確保セミナー
		建設産業振興支援講座
5	独自研修事業 【新規】	ICT研修
		工程管理研修
		BCP実践研修
		コミュニケーション研修

◇若手技能者に対するキャリアパス提示の促進【継続】

建設企業が若手技能者に対し、入職後の経験年数に応じた収入、職位、技能、基幹技能者等へのルート、更にはその先の多様なキャリアの可能性について提示する取組を促進する。

〈取組2〉女性活躍・定着の推進

◇女性が働きやすい職場環境の整備【継続】

企業による女性の積極的な登用を促すため、現場に配置される女性技術者用のトイレや更衣室に係る費用計上等の取組により、現場の環境整備を支援する。

◆女性活躍・定着に積極的に取り組む企業への支援【拡充】

「女性のチカラを活かす企業」¹の認証取得企業に対する総合評価落札方式での評価をはじめ、引き続き、女性活躍に取り組む建設企業を後押しするとともに、「えるぼし」²や「くるみん」³など女性の労働環境の整備を積極的に推進する制度の活用促進を図る。

1 「女性のチカラを活かす企業」認証制度は、女性の登用・配置状況や仕事と家庭の両立支援等の一定基準を満たした場合に宮城県が認証する制度。

2 「えるぼし」認定制度は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に厚生労働省が認定する制度。

3 「くるみん」認定制度は、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出を行った一般事業主のうち、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合に厚生労働省が認定する制度。

施策3 建設産業の戦略的広報

【現状と課題】

- 県内建設業就業者の年齢構成について、平成17（2005）年と平成27（2015）年と比較すると、若者（20～34歳）が減少している一方で、60歳以上の年齢層が増加しており、若者の入職が少なく、全体的に高齢化が進んでいる。（P8図9）
- 今後、担い手を確保する上で、処遇改善と合わせて、建設業の魅力を効果的に発信していくことが重要となる。

【施策の方向性】

- 産学官の連携による対象者を絞った効果的かつ戦略的な広報活動の展開

【具体的な取組】

〈取組1〉産学官が連携した積極的な広報活動の展開

◆建設業界が一体となった広報活動の実施【拡充】

将来の宮城県の建設産業を担う人材の確保・育成を図るため、関係機関・関係団体と連携し、建設業界の魅力を広く発信するイベントの開催等による広報活動を展開する。

◆建設産業関係団体と連携した高校生との意見交換会の開催【拡充】

地元の建設企業の技術者・技能者が、担い手として期待される県内工業高等学校の生徒等と交流し、建設産業の魅力ややりがい、労働環境等を直接伝える機会を設定することにより、建設産業に対する関心・理解の醸成及び入職促進を図る。

◆教育庁をはじめとする他部局との連携【新規】

高校に配置されている「連携コーディネーター」¹への企業情報の提供等を通じ、建設業への入職促進・職場定着等を図る。また、現役の技術者を講師とした実習授業を県内の工業高校で実施するクラフトマン21事業²（高校教育課・産業人材対策課等）など既存の取組との連携を図る。

◇小学生と保護者の建設現場見学会、体験型施設見学会の開催【継続】

センターなど関係機関と連携し、子どもたちとその家族が家づくりの体験や工事現場の見学ができるイベントを開催する。



合同イベントの様子



高校生と技術者等との意見交換の様子

1 ものづくり人材の育成と確保及び職場定着の取組を推進するため、企業訪問など地域産業界と高校との連絡調整等を行う、採用業務の経験のある企業OB等をコーディネーターとして指定の県内高校に配置しているもの。

2 工業系学科を有する学校において、企業OB等の熟練技能者による実践的な指導や最新工作機械の導入等を通じて、企業で即戦力となる人材を育成する事業。

第3節 基本目標2「生産性の向上」を推進する施策

施策1 現場の省力化・効率化

【現状と課題】

- 総人口における生産年齢人口の割合は、平成27（2015）年は61.9%であったものが、令和27（2045）年には50.1%と見込まれるなど、今後、生産年齢人口の減少が加速することが想定されている。（P2図1）
- こうした状況の中で、人員や機械の効率的な利用、適切な施工体制の確保に必要な工期設定など、省力化・効率化による生産性の向上が課題となっている。

【施策の方向性】

- 施工の省力化・効率化に向けてICTを含めた新技術・新工法の活用促進
- 計画的・効率的な施工体制確保のための施工時期の平準化や適正工期の設定の推進
- 多能工の育成や事業者間の連携によるチーム施工などによる効率的な施工の促進

〈取組1〉新技術・新工法の活用促進

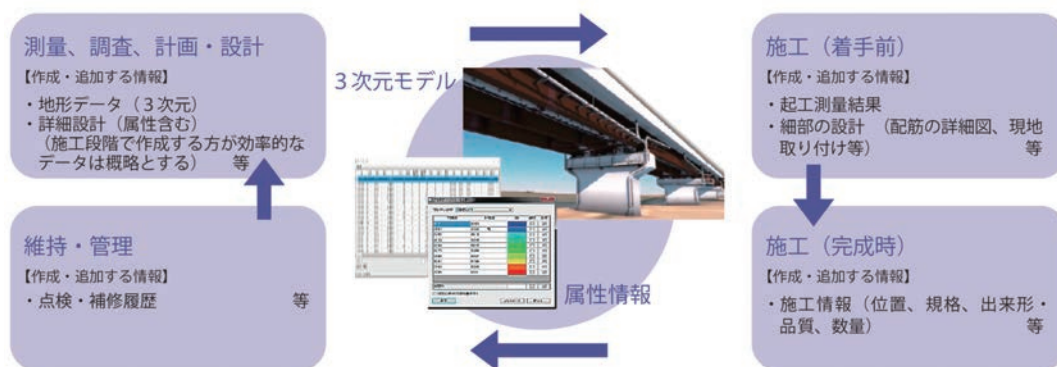
◇ICTの活用拡大【継続】

3次元での起工測量や設計データ作成及びICT建設機械の活用などにより、建設現場の生産性を高めるとともに、センターによる新技術に関する講座や東北土木技術人材育成協議会¹による実践研修などにより、ICTを活用する技術者の知識・能力を養成する。

◆BIM/CIMによる3次元データの活用【新規】

計画・調査・設計段階から3次元モデルを導入し、その後の施工、維持管理の各段階においても、情報を充実させながらこれを活用するなど、関係者間で事業全体にわたり情報を共有することで、一連の建設生産システムにおける受発注者双方の業務効率化・高度化を図る。

【図17】 BIM/CIM概念図



（出典）国土交通省 BIM/CIM事例集より抜粋

◇プレキャスト製品及びプレハブ工法の活用【継続】

現場の省力化や生産性向上及び品質向上のため、プレキャスト製品及びプレハブ工法の活用を図る。

¹ 東北土木技術人材育成協議会は、主に若手技術者を官民が連携し育成することを目的として、東北地方整備局が中心となり平成29年3月に設立された団体で、官民合同の講習会を実施している。

◇工事情報共有システムの普及促進【継続】

ASP方式による工事情報共有システムを建設業全体へ普及させ、働き方改革を進める。

◆遠隔現場臨場やウェブ会議等リモート技術の活用【新規】

工事及び設計業務において、インターネットを介した打合せや、ウェアラブルカメラ画像を配信した段階検査などを行うことにより移動時間の削減等による業務の効率化を図る。

〈取組2〉 施工時期の平準化の推進

◆債務負担行為やゼロ県債等の有効活用【拡充】

大規模な工事や工程・気象条件などで年度内完了が困難な工事のほか、1年未満の工事に対しても施工時期の平準化を目的とした債務負担行為の設定を行い、年間を通じ安定した工事を供給する。

◆速やかな繰越手続による適正な工期設定【新規】

年度内に工事が完了できないやむを得ない事由が発生した場合や、工事発注前に既に繰越することが明らかな場合などにおいては、年度末を待つことなく、速やかに繰越手続を開始し、適正な工期設定を受注者に示すことで、余裕をもった人材・資機材の調達を促す。

◆現場施工の着手日を指定した工事の発注【拡充】

特記仕様書で現場施工の「着手指定日」を指定し、受注者の計画的な工事施工体制と労働者や建設資材等の円滑な確保を図る。

〈取組3〉 現場の効率化促進

◇多能工等の効率的な活用【継続】

多能工²の育成・活用について、国土交通省等の先進事例を参考にしながら、センターなどの関係機関とも連携し、教育訓練などの支援を行う。また、「建設業における多能工推進ハンドブック」³で例示されている複数の専門職種が協働するグループによる多能工といった多様な可能性を踏まえながら、現場の効率化の促進を図っていく。

2 「多能工」とは、建設工事において、複数の異なる作業や職種、工程等を遂行するスキルを有する個人、あるいはそれを可能にする生産システムを指す。

3 「建設業における多能工推進ハンドブック」とは、多能工の取組を後押しするため、平成31（2019）年3月に国土交通省及び一般財団法人建設業振興基金により制作・発行された取組事例等を紹介するもの。

施策2 技術力・専門力の強化及び評価

【現状と課題】

- 担い手不足が深刻化する中で、限られた人材の有効活用や新技術の積極的な導入など、建設現場における生産性の向上が課題となっている。
- 特に、現場の施工力を高めるためには、下請の専門工事業者の技術力・専門力の向上が重要となる。

【施策の方向性】

- 建設企業自らが行う技術力・専門力の向上に資する取組の支援
- 産学官連携による技術力向上のための技術開発、事業化への取組の支援

〈取組1〉技術力・専門力の向上支援

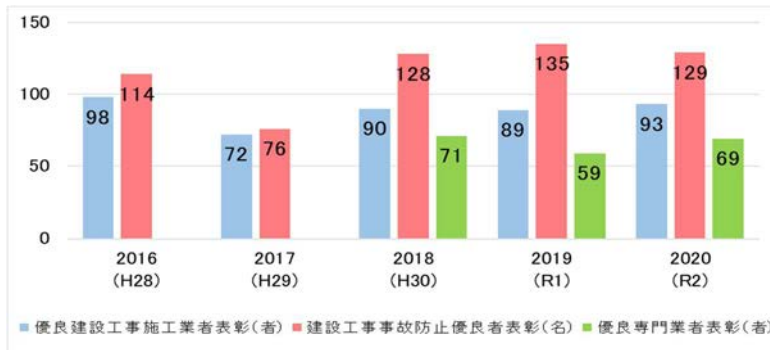
◇工事成績評定結果の公表【継続】

建設企業の更なる技術力・専門力の向上や地域貢献へのインセンティブとして、継続して工事成績評定結果を公表する。

◇表彰制度を活用した技術力向上等への支援【継続】

建設工事事務事故防止優良者表彰、優良工事施工業者表彰及び下請企業を対象とした優良専門工事業者表彰を継続し、技術力・専門力の向上を図る。

【図18】 宮城県優良工事施工業者・建設工事事務事故防止優良者・優良専門業者の表彰実績



優良建設工事施工業者表彰の様子

◇産学官連携による技術力向上支援【継続】

地域の学術機関と宮城県産業技術総合センター、産業支援機関等で構成される「KCみやぎ推進ネットワーク」(事務局：県新産業振興課)と連携・協力し、地域企業の技術相談から技術開発、事業化への取組を支援する。

【図19】 産学官連携による技術力向上支援のイメージ



第4節 基本目標3「経営の安定・強化」を推進する施策

施策1 復興需要後の経営支援

【現状と課題】

- 本県の建設投資額（建設工事出来高）は、東日本大震災後に増加が続き、平成27（2015）年度には約2兆180億円まで増加したが、その後減少に転じており、復旧・復興事業終了後は、建設投資額の大幅な減少が予測されている。（P4図5）
- そのような中で、社会資本や雇用の維持に貢献する地域の優良な建設企業が、存続し持続的に発展していくためには、安定した経営基盤を構築することが課題となる。

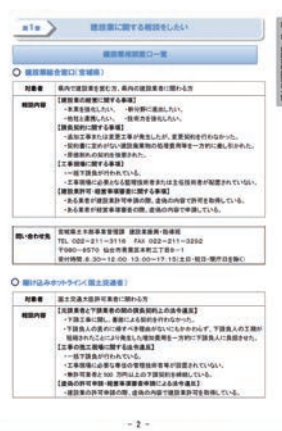
【施策の方向性】

- 建設企業が行う経営力強化の取組に対する支援及びインセンティブの付与

〈取組1〉経営力の向上支援

◆建設業総合相談窓口を活用した支援【拡充】

経営力の強化、新分野への進出、企業間連携などにより、経営の安定及び強化を図ろうとする建設企業に対し、建設業総合相談窓口を活用した効果的な支援策や助成制度等の紹介を行う。あわせて、「建設業支援ガイドブック」の更新やホームページ等を通じて支援策等の情報を積極的に発信していく。



建設業支援ガイドブック（平成30年7月 事業管理課作成）

◆建設産業振興に関する講座等による支援【拡充】

専門家を講師に迎え、経営力の強化、事業多角化、企業間連携の展開手法などについて、センターが行う事業と連携しながら、効果的かつ専門的な講座等を開催し、建設企業の安定した経営基盤の構築を支援する。

〈取組2〉経営力に対する評価

◇新分野進出及び企業合併に係る入札参加登録の再評価【継続】

農業や環境分野など、本業以外の新分野への進出や、同業他社との企業合併により経営の安定及び強化を図った建設企業に対し、入札参加登録の総合評点を再評価する。

施策2 将来を見通せる環境整備

【現状と課題】

- 復旧・復興後、建設投資額が大幅に減少することが予測される中で、地域の優良な建設企業が生き残りを図るには、中長期的な仕事量の見通しのもとに戦略的経営を行い、安定的な収益を確保することが極めて重要となる。

【施策の方向性】

- 中長期的な公共投資や発注の見通しの公表
- 設計書の審査徹底などによる適正な予定価格の設定

〈取組1〉中長期的な公共投資見通し等の公表

◇中長期的な公共投資見通しの公表【継続】

推進計画のアクションプラン等に基づき、中長期的な公共投資見通しを公表する。

◇発注見通しの公表【継続】

年度ごとの発注見通しについて、年4回の公表を維持するとともに、具体的な工事内容が把握できるよう公表内容の充実を図る。また、5億円以上の大型工事については、公告日の前週にホームページ等で予告することで、計画的な入札参加機会の確保を図る。

〈取組2〉適正な利潤を確保可能とする予定価格の設定等

◇的確な審査体制による積算【継続】

設計書審査チェックシートを活用し、予定価格の適正な積算の徹底を図る。また、施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合などにおいては、設計変更ガイドライン及び工事一時中止ガイドラインに基づき、適切に設計図書の変更や工事一時中止の手続きを行い、請負代金や工期の適切な変更を行う。

◇最新の積算基準及び単価適用による適正な予定価格の設定【継続】

現場の施工条件を踏まえた最新の積算基準の適用と、実態を踏まえた最新の公共工事労務単価及び資材単価等の改定を行い、適正な予定価格の設定を行う。

施策3 建設産業の健全化

【現状と課題】

- 建設投資額の大幅な減少が予測される中、平成23（2011）年には7,438社であった建設業許可業者数が、平成31（2019）年には8,380社まで増加している。（P 4図5）
- このような「供給過剰」の状態は、各事業者の請負金額を減少させ、現場の技能労働者等の賃金や生産性の低下など、労働環境の悪化を招く恐れがある。
- こうした事態を防ぐためには、法令遵守の徹底等により建設産業の健全な発展を推進することが必要となる。

【施策の方向性】

- 法令遵守の推進と不良不適格業者の徹底的な排除
- 元請と下請との適正な関係の確保に向けた指導徹底

〈取組1〉法令遵守と不良不適格業者の排除の徹底

◇立入検査等の実施【継続】

法令遵守と不良不適格業者の排除を徹底するため、営業所や現場への立入検査、必要な聴取等を実施する。また、許可を受けずに建設業を営む者に対しても、法令遵守の啓発と必要な指導を行う。

◇建設業法令遵守の推進及び普及啓発活動の展開【継続】

「新・担い手3法」の施行により、建設業法で著しく短い工期による施工が禁止されるなど建設企業に求められるコンプライアンスの重要性が増していることから、国土交通省やセンター等と連携し、建設業法等の理解促進と法令遵守のための普及啓発活動を展開する。

〈取組2〉適正な元請・下請関係の促進

◇「建設業法令遵守ガイドライン」の周知【継続】

令和2（2020）年9月に国土交通省が策定した「建設業法令遵守ガイドライン（第6版）」（元請負人と下請負人の関係に係る留意点）を周知し、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図る。

◇「宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱」に基づく指導【継続】

「宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱」に基づき、元請負人と下請負人の適正な関係の確保に向け、双方が遵守すべき事項について指導する。

施策4 適正かつ公平な市場環境の整備

【現状と課題】

- 東日本大震災からの復旧・復興後、建設投資額の大幅な減少が予測される中で、地域の建設企業等が健全な経営を持続していくためには、公平な仕事量の分配により、市場の公正な競争環境を整備することが課題となる。

【施策の方向性】

- 公平な市場環境整備のための入札・契約制度の適時改正と適切な運用

〈取組1〉 入札契約制度の的確な運用・改善

◆総合評価落札方式の効果検証と改善【拡充】

品確法に基づき、導入した総合評価落札方式について、過去の受注状況等を緻密かつ多角的な視点で分析・評価し、時代背景に合わせた評価手法を折り込みながら、受注者が偏らない公平な制度の構築と運用を行う。

【図20】 建設工事総合評価落札方式における主な改正項目（抜粋）

評価の視点	評価項目	H28		H29.4改正		H30.4改正		H31.4改正		R2.4改正		備考
		評価点		評価点		評価点		評価点		評価点		
企業評価	同種工事の経験(過去10年間)	0.375		0.500		0.500		0.500		0.500		【企業評価】 -地理的条件の追加 (工事箇所同一管内に本社・本店10年以上所在等) -管内での実績を評価
	工事成績評定(過去5年間の平均)	0.750		1.000		1.000		1.000		1.000		
	優良建設工事施工業者表彰等(過去5年間)	1.500	3点	2.000	6点	2.000	6点	2.000	6点	2.000	6点	
	ISO9001・14001・みちのくEMS認証取得状況	0.375		0.500		0.500		0.500		0.500		
	地理的条件	-		2.000		2.000		2.000		2.000		
技術力	同種工事の経験(過去10年間)	0.500		1.000		1.000		1.000		1.000		【技術者評価】 -管内での実績を評価
	工事成績評定(過去2年間の最高評点)	2.000		3.000		3.000		3.000		3.000		
	宮城県建設工事事故防止優良者表彰等、または同表彰等工事の(監理)主任技術者としての実績(過去5年間)	2.000	5点	3.000	8点	3.000	8点	3.000	8点	3.000	9点	
	継続教育(CPD)の取組状況	0.500		1.000		1.000		1.000		1.000		
	KCT活用証明書・週休2日実施証明書の有無	-		-		-		-		1.000		
生産性向上	KCT施工・3次元化等の活用提案	-	-	-	-	-	-	2.000	2点	2.000	2点	【生産性向上】 -各施工プロセスでの細分化が特徴
合計(省略部分も含む点数)		32.00		40.00		42.50		44.50		46.50		

〈取組2〉 ダンピング対策の強化

◇低入札調査基準価格及び失格判断基準の適切な設定・活用【継続】

ダンピング受注を防止するため、落札率の状況を分析・評価し、柔軟かつ適切に低入札調査基準価格及び失格判断基準の運用を図る。

第5節 基本目標4「地域力の強化」を推進する施策

施策1 「地域の守り手」として地域社会の維持、安心・安全の確保

【現状と課題】

- 社会資本ストックの老朽化問題が顕在化してきており、既存施設に加え、東日本大震災後に新たに整備された施設の状況や、国土強靱化の取組状況、耐震化の状況などを踏まえ、計画的・効率的な維持管理が必要である。
- また、各施設の定期点検が義務化される中で、点検・診断に求められる高度な知識・技術を習得した技術者の確保・育成が大きな課題となっている。

【施策の方向性】

- 地域における社会資本の維持管理に資する入札契約制度の構築
- 老朽化した膨大な社会資本ストックの点検・診断等を行う専門性の高い技術者の確保・育成

〈取組1〉 地域における社会資本の維持管理に資する入札契約制度の構築及び普及

◇地域維持型契約方式の活用【継続】

維持管理業務において、複数年契約、包括発注、共同受注など地域の実情に応じた発注方式を適切に選定・活用されるよう普及拡大を図る。

【図21】 宮城県地域維持型契約方式の実績

年度	業務名	発注	複数年	包括内容	入札参加条件における共同受注の設定※1	受注者	入札方式
H28	鋼越道路管理除融雪業務	道路課	2力年	維持管理 除融雪	無	単独	指名競争入札
H29	鋼越道路管理除融雪業務	道路課	2力年	維持管理 除融雪	有	単独	指名競争入札
H30	広瀬川外河川管理業務	仙台土木	単年	地域 ※2	有	協同組合	プロポーザル方式
	気仙沼市道路管理及び除融雪業務	気仙沼土木	単年	維持管理 除融雪 地域※3	有	地域維持JV	プロポーザル方式
R1	気仙沼市道路管理及び除融雪業務	気仙沼土木	単年	維持管理 除融雪 地域※3	有	地域維持JV	プロポーザル方式
	広瀬川外河川管理業務	仙台土木	単年	地域 ※2	有	協同組合	総合評価落札方式
	鋼越道路管理除融雪業務	道路課	2力年	維持管理 除融雪	有	単独	総合評価落札方式
	仙台港区港湾施設管理業務	仙台塩釜港湾	単年	施設管理 除融雪	有	単独	総合評価落札方式
	塩釜港区港湾施設管理業務	仙台塩釜港湾	単年	施設管理 除融雪	有	単独	総合評価落札方式

〈取組2〉 専門性の高い維持管理技術者の確保・育成

◇専門性の高い民間維持管理資格の配置管理技術者等への活用【継続】

建設関連業務の配置管理技術者等において、国土交通省資格に登録された点検・診断等の民間維持管理資格の活用を図る。また、維持管理に精通した技術者育成のため、センターと連携し、研修会等の開催や新たな民間資格の活用方法の検討を行う。

【図22】 国土交通省登録資格（令和2年2月現在 維持管理分野）

分野別登録資格数（令和2年2月現在）

分野	主な施設等明	資格数
■維持管理分野（点検・診断等業務）	橋梁，トンネル，舗装，砂防施設など	239 資格
■計画・調査・設計分野	道路，橋梁，河川，ダム，海岸など	81 資格

施策2 災害対応の知見を生かした災害発生時の対応確保

【現状と課題】

- 東日本大震災や令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、気候変動等の影響による自然災害が本県においても頻発化・激甚化している。
- 東日本大震災においては、発災直後から応急復旧活動等に迅速かつ適切にその力を発揮した経験を活かし、更に今後、災害対応力を強化していくことが重要である。

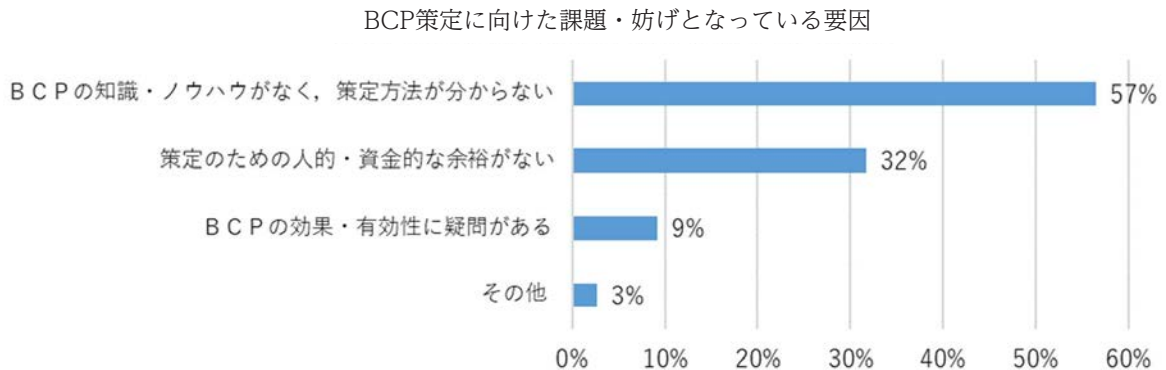
【施策の方向性】

- BCPの更なる充実と防災協定による連携体制の確保
- 発災直後に求められる「地域の災害対応力」の強化
- 建設資材の安定供給に向けた関係機関との連携体制の構築

〈取組1〉地域の災害対応力の強化

◆地域建設企業のBCP策定に係る普及啓発【拡充】

地域の建設企業は、自然災害や感染症等の様々な事態に直面しても事業を継続していくことが求められるが、建設業団体のBCP策定率は10%（令和2年6月）と未だに低調であることから、前プランに引き続き、「宮城建設産業BCPモデル」を活用し、作成支援セミナーの開催などを通して計画策定の更なる充実を図る。



（出典）「建設産業振興に関するアンケート調査」（R2.6県事業管理課）

◇地域建設企業等との防災協定に基づく連携体制の確保【継続】

災害発生時の様々な事態を想定し、地域建設企業等との防災協定に基づく訓練等により緊急時に備える。

◇災害発生時の緊急時における随意契約制度の活用【継続】

随意契約制度を活用することで、緊急を要する応急工事等の円滑な執行を図る。

◇建設資材の安定供給に向けた連携確保【継続】

県内の発注機関、建設業団体、資材業者団体で組織される「建設資材対策東北地方連絡会宮城県分会」¹を活用し、建設資材の安定供給に向けた円滑な連携体制を確保する。

¹ 建設資材対策東北地方連絡会宮城県分会は、建設資材の動向や需給の見通し等を情報共有し、安定供給に向けた連携や調整を図るため平成24年度に設置。国、県等の工事発注機関、建設業団体、資材業団体により構成。

第6章 数値目標及び推進体制

第1節 基本目標ごとの数値目標

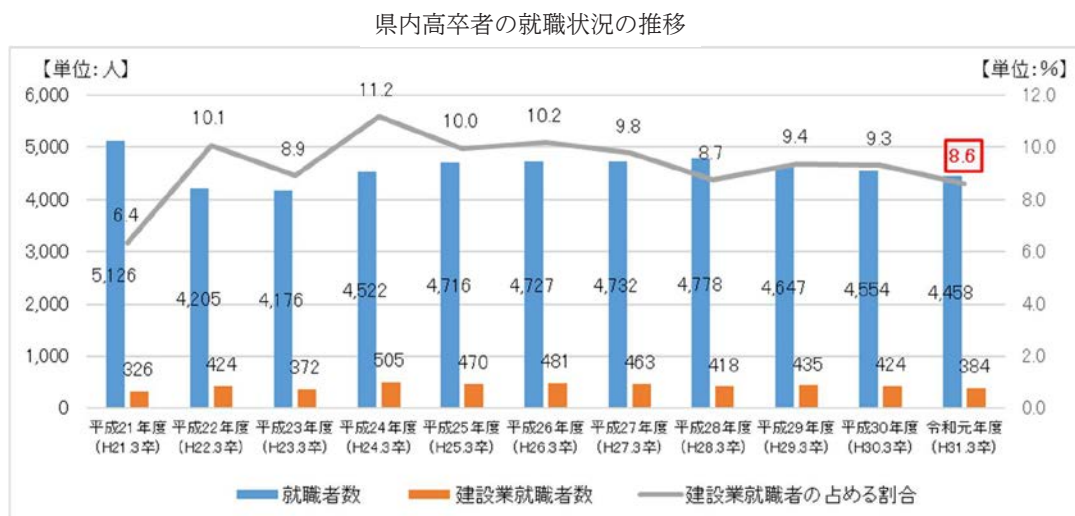
本プランの適切な進行管理のため、基本目標ごとの達成度を示す指標及び数値目標を設け、計画期間内（令和3（2021）年度～令和6（2024）年度）での達成を目指す。

1 基本目標1「担い手の確保・育成」

- 建設業就業者の高齢化が進んでおり、将来的な担い手の確保が重要な課題となっていることから、県内高等学校の新規学卒者の建設業への入職状況を指標とする。
- 今後、社会的に人口減少・少子化が進行し、かつ、建設産業の厳しい経営環境の到来を考慮し、現状（令和元年度：8.6%）を踏まえ、9.0%以上を目指す。

[指標①] 高卒者の建設業への就職割合

[数値目標①] 9.0%以上

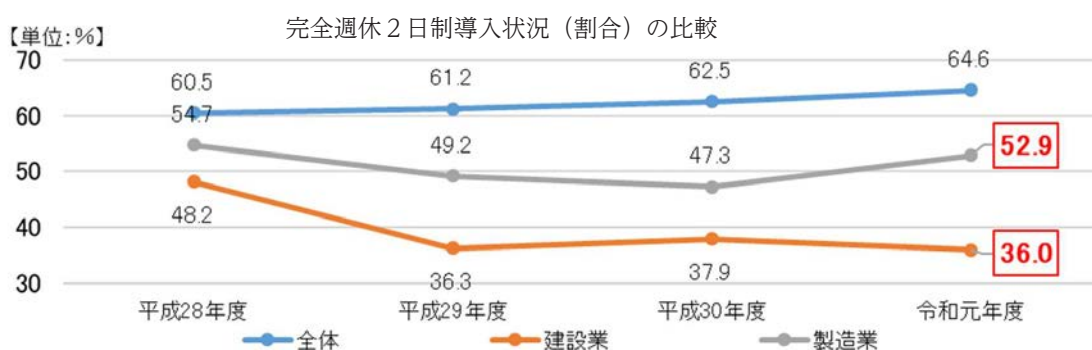


(出典)「学校基本調査結果報告書」(県統計課)

- 建設業は他産業に比べて長時間労働が多く、週休2日制の導入が進んでいない状況があり、若者の入職促進のため、また、令和6（2024）年度からの働き方改革関連法による時間外労働の罰則付き上限規制の適用に向けて労働環境を把握する必要があることから、完全週休2日制の導入率を指標とする。
- 今後の担い手確保に当たっては、他産業との競争となることを見込まれることから、同じ第2次産業で比較対象になることが多い「製造業」の現状（令和元年度：52.9%）を踏まえ、53.0%以上を目指す。

[指標②] 建設業における完全週休2日制の実施率

[数値目標②] 53.0%以上（「製造業」の水準52%以上）



(出典)労働実態調査結果(県雇用対策課)より作成

2 基本目標2「生産性の向上」

- 公共工事においては、年度内の時期によって工事量の繁閑に偏りが生じており、受注する建設企業の人材や資機材の効率的な活用等に支障を及ぼす一因となっている。そのため、生産性向上を図る環境整備の状況を示すものとして、施工時期の平準化率を指標とする。
- 東北地方発注者協議会により決定（令和2（2020）年12月）された宮城県域の目標平準化率0.75以上（※）を目指す。

※ 宮城県域の平準化率は、宮城県、仙台市、市町村（10万人以上）、市町村（10万人以下）のそれぞれの平準化率を加重平均としたもの。

[指標] 施工時期の平準化率
[数値目標] 0.75以上

$$\text{平準化率} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働率}}{\text{年度の工事平均稼働率}}$$

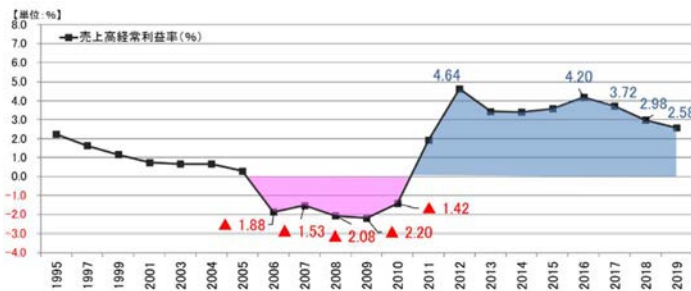
JACIC（一般財団法人日本建設情報総合センター）の登録データを活用
対 象：契約金額500万円以上の工事
稼働件数：当該月に工期が含まれるもの

3 基本目標3「経営の安定・強化」

- 今後想定される厳しい経営環境下においても、「地域の守り手」の役割を担う建設企業が将来にわたって存続していくためには、利益を確保し経営の安定を図る必要があることから、企業の収益性を示す売上高経常利益率を指標とする。
- 建設投資額が減少していく中で、東日本大震災以前の状況に戻ることがないように、現状（令和元年度：2.58%）を踏まえ、3.0%以上を目指す。

[指標] 一定以上の売上高経常利益率
[数値目標] 3.0%以上

売上高経常利益率の推移



売上高経常利益率の売上高別内訳（令和元年度）

区分	宮城県	売上高別				
		1億円未満	1億円～5億円	5億円～10億円	10億円～30億円	30億円～
企業数(社)	808	191	379	115	94	29
売上高経常利益率 (%)	2.58	▲0.67	2.86	3.68	5.21	7.02

売上高経常利益率は、売上高別の各階層の加重平均となっている。売上高別の内訳では、階層ごとに高低差が見られ、売上高が高い企業ほど高い売上高経常利益率となっている。数値目標の3.0%の達成には、それぞれの階層で利益率向上が求められる。

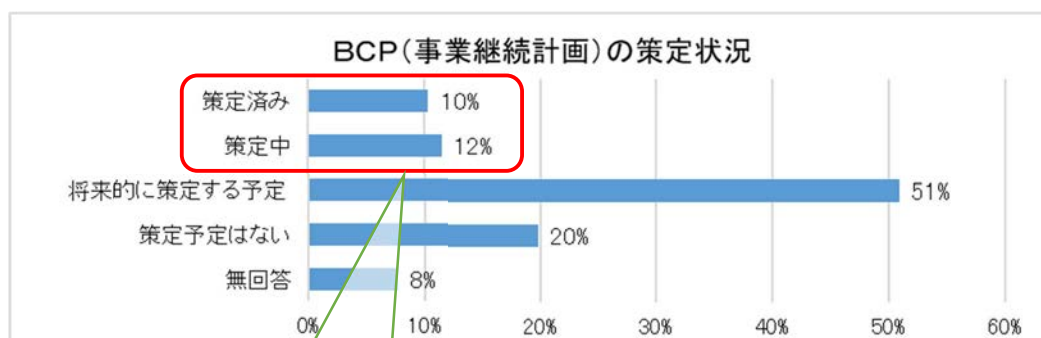
(出典)「建設業の財務統計指標」(東日本建設業保証株式会社)から作成

1 「東北発注者協議会」は、品確法等の趣旨を踏まえ、国及び地方公共団体等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、もって東北地方における公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的に設立した協議会。

4 基本目標4「地域力の強化」

- 災害発生時等の緊急時に地域建設業に期待される役割を果たしていくため、各建設企業で即応できる体制を構築・維持していけるようBCP策定率を指標とする。
- 建設企業には広くBCP策定が望まれるが、段階的な普及促進に向けて、本プランの計画期間では、県内の3つの建設業団体においてBCPの策定率50%以上を目指す。

[指 標] 建設業団体のBCP策定率
[数値目標] 50%以上



R2 調査で「策定済」
「策定中」が22%

(出典)「建設産業振興に関するアンケート調査」(R2.6県事業管理課)

第2節 推進体制

建設業団体等で構成する「みやぎ建設産業振興プラン推進連絡会議」を開催し、施策の取組状況や数値目標の動向等を毎年度評価・改善するとともに、次年度の取組に活かすなど、PDCAサイクルにより本プランの着実な推進を図る。

